

第一編 總規 第四章 統計及報告
第二號樣式

郡要計表

町 村 名	工 場 數	總 勞 働 者 數	
		男 働 者	女 働 者
合 計			

第一編 衆議院議員選舉

第二編

衆議院議員選舉

第一編 總説 第四章 統計及報告
第二節 選舉

選舉統計表

合 計	男	女	無投票者		投票者	
			當選者	落選者	當選者	落選者

目次

第二編 衆議院議員選舉

○衆議院議員選舉人名簿調製後有權者ニ異動ヲ生シタルトキ取扱方……………	明三五	訓令甲	四二	—
○衆議院議員選舉投票所及開票所ヲ假役場ニ設クル件……………	明三七	訓令甲	二	—
○衆議院議員選舉會參觀ニ關スル件……………	明三五	縣令	三五	—
○衆議院議員選舉會參觀人入退場心得……………	明三五	告示	一八五	二
○衆議院議員選舉長ノ件……………	大九	告示	一五二	二
○衆議院選舉ニ關スル投票立會人及選舉立會人費用辨償額及支給方法……………	大九	告示	一七四	二

第二編 衆議院議員選舉

●衆議院議員選舉人名簿調製後有權者ニ異動ヲ生シタルトキ取扱

方 (明治三十五年五月二十七日) (訓令甲第四十二號)

郡市役所
町村役場

衆議院議員選舉人名簿調製後選舉有權者死亡シ若ハ選舉權ニ異動ヲ生シ其ノ他姓名ヲ改稱シ住所ヲ移轉シタル者アル時ハ其ノ旨名簿ニ付箋シ猶ホ町村長ハ之ヲ郡長ニ報告スヘシ郡長ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ事實ヲ精査シ其ノ旨名簿ニ付箋シ置クヘシ

●衆議院議員選舉投票所及開票所ヲ假役場ニ設クル件

(明治三十七年一月十九日) (訓令甲第二號)

第二編 衆議院議員選舉

郡市役所
町村役場

衆議院議員選舉ニ際シ同法第三十條第五十一條ニ依リ開票所投票所ヲ郡市役所町村役場以外ニ設クルノ許可ヲ稟請スル場合ハ其ノ理由竝左記事項ヲ詳具シ使用スヘキ建物平面圖ヲ添附シ選舉ノ都度投票期日前二十日ヲ限リ稟請スヘシ

- 一 建物種類(假令ハ公會所若ハ寺院等ノ類)
- 一 同上使用スヘキ坪數
- 一 門及外圍ノ有無
- 一 選舉有權者數

●衆議院議員選舉會參觀ニ關スル

件 (明治三十五年七月二十二日) (縣令第三十五號)

衆議院議員選舉ニ際シ選舉會參觀ヲ求メントスル者ハ其ノ選舉有權者タルコトヲ確認シ得ヘキ市町村長ノ證明書ヲ携帶スヘシ

前項參觀セントスル者ヨリ證明書ノ請求ヲ爲シタルトキハ市

第二編 衆議院議員選舉

町村長ハ選舉人名簿ニ依リ直接國稅額、身分、官位、職業、住所、氏名及生年月ヲ記載シタル證明書ヲ交付スヘシ

●衆議院議員選舉會參觀人入退場心得

(明治三十五年八月八日)
(告示第百八十五號)

衆議院議員選舉會參觀人入退場心得左ノ通相定ム

第一條 衆議院議員選舉會ニ參觀ヲ求メントスル者ハ明治三十五年(七月)縣令第三十五號ニ依ル市町村長ノ證明書ヲ受付掛ニ提示シ且參觀人名簿ニ其ノ住所、氏名、年齢、職業ヲ記載シ受付掛ノ指示スル席ニ著クヘシ

第二條 一旦入場シタル者半途ニシテ退出ヲ要スルトキハ其ノ旨受付掛ニ申立參觀人名簿自己姓名ノ傍ニ其ノ事由及退出ノ時刻ヲ記載シタル上退場スヘシ

第三條 前條ニ依リ退場シタル者再ヒ入場セントスルトキハ更ニ第一條ノ手續ヲ要ス

●衆議院議員選舉長ノ件

(大正九年四月二日)
(告示第百五十二號)

衆議院議員選舉法第六條第二項ニ依ル選舉長左ノ通定ム

- 一 第四區選舉長 一志郡長
- 一 第五區選舉長 三重郡長
- 一 第六區選舉長 桑名郡長
- 一 第七區選舉長 飯南郡長
- 一 第八區選舉長 度會郡長
- 一 第九區選舉長 南牟婁郡長
- 一 第十區選舉長 阿山郡長

●衆議院議員選舉ニ關スル投票立會人及選舉立會人費用辨償額及支給方法

(大正九年四月二十日)
(告示第百七十四號)

附則 大正十三年一月告示第八號改正

衆議院議員選舉ニ關スル投票立會人、選舉立會人費用辨償額及支給方法左ノ通定ム

衆議院議員選舉ニ關スル投票立會人及選舉立會人費用辨償額及支給方法

第一條 衆議院議員選舉ニ關スル投票立會人及選舉立會人ニハ費用辨償トシテ左ノ金額ヲ支給ス

車馬賃	一里	日	當一日	宿泊料	一泊
參拾錢	壹圓	貳圓			

日當ハ日數ニ應シ宿泊料ハ夜數ニ應シテ支給ス

鐵道賃一二等ノ運賃(通行稅ヲ含ム)ヲ支給ス但シ運賃ノ等級ヲ二階級ニ區分スルモノニ在リテハ上級ノ運賃ヲ支給シ其ノ等級ヲ設ケサルモノニ在リテハ其ノ乘車ニ要スル運賃ヲ支給ス

船賃ハ旅客運賃(通行稅及解船賃ヲ含ム)ニ依リ鐵道賃ノ例ニ準シテ支給ス

第二條 往復旅行ノ日數ハ直行ノ陸路ニ取リ十五里ヲ以テ一

第二編 衆議院議員選舉

日トス但シ一里以上ノ端數ハ之ヲ一日トス

第三條 費用辨償額支給ノ方法ハ本規程ニ定ムルモノノ外内國旅費規則ノ規定ニ依ル

附則

本規程ハ大正九年五月一日ヨリ施行ス

明治三十五年五月告示第百七十二號衆議院議員選舉ニ關スル投票立會人其ノ他費用辨償額及支給方法ハ之ヲ廢止ス

第三編 地方制度

目次

第三編 地方制度

第一章 縣 郡

○縣會議員選舉人名簿投票錄及選舉錄樣式	明三二	訓令甲	六四	一
○縣會議員選舉投票用紙式	大一	縣令	七五	八
○縣會議員ノ數	明三二	縣令	四四	九
○縣會議員選舉ニ關スル投票立會人並選舉立會人費用辨償額及支給方法	大九	告示	二六五	〇
○縣會議員名譽職參事會費費用辨償額支給方法	明三四	告示	二八	一
○縣吏員及縣ノ吏員職員休職規程	大七	訓令甲	三七	二
○三重縣稅制調查會規程	大一	告示	一四一	三
○郡役所處務通則	明四一	訓令甲	五七	四
○郡市役所巡視規程	大五	訓令甲	九	五

第二章 市町村

第一款 通規

- 市制及町村制施行ノ件..... 明二二 縣令 一五 一七
- 町村合併ノ件..... 明二二 縣令 一三 一七
- 町村分合改稱ノ件..... 明二二 縣令 一三 一八
- 市役所町村役場ノ位置..... 明二二 縣令 一八 三八
- 市役所町村役場ノ位置變更認可申請手續..... 明四〇 訓令甲 五四 四四
- 市町村字名稱並區域變更ニ關スル手續..... 明四三 訓令甲 一三 四五
- 町村役場處務規程準則..... 大一一 訓令甲 一八 四六
- 郡市町村其ノ他事務報告例..... 大元 訓令甲 六 五八
- 市町村行政ニ關シ即時報告事項..... 大一一 訓令甲 一四 六〇
- 郡市町村ニ於テ公園ヲ設置變更又ハ廢止ノ場合許可ヲ受クヘキ件..... 明四〇 訓令甲 一 六一
- 町村巡視規程..... 明二五 訓令甲 七三 六一
- 部落有名義ノ土地建物ノ登記申請ニ關スル件..... 明四四 訓令甲 三四 六三
- 印鑑規則..... 大七 縣令 三七 六三
- 市町村長印鑑證明書式..... 大三 訓令甲 四 六四

第二款 吏員

- 市町村吏員忌服並旅行ニ關スル件..... 大元 訓令甲 二二 六五
- 市町村吏員事務引繼規則..... 大一一 訓令甲 一九 六六
- 市町村吏員獎勵規程..... 明四五 告示 一三 六七

第三款 財務

- 市役所町村役場ニ設備セル地租其他國稅ニ關スル帳簿整備方..... 明二五 訓令甲 六六 六九
- 地租制限外課稅及特別稅新設等ノ許可稟請ニ關スル件..... 明二四 訓令甲 六 六九
- 地租制限外課稅及特別稅新設等ニ關スル件..... 明二六 訓令甲 二五 七〇
- 市町村附加稅賦課徵收規程..... 大一一 訓令甲 二一 七〇
- 市町村稅徵收ニ關スル景況報告ノ件..... 明四〇 訓令甲 三五 七二
- 市稅及町村稅ノ延滯金割合ニ關スル件..... 大九 縣令 四二 七五
- 市町村出納檢査ニ關スル件..... 明四一 訓令甲 三四 七五

目次 第三編 地方制度 水利組合 雜

○市町村其他公共團體負債報告ノ件	明四四	訓令甲 一八	七五
○市町村財務ニ關スル帳簿様式	明四五	訓令甲 七	七八
○市町村ニ於テ納稅告知書ニ税金併記認可申請方ノ件	大二	訓令甲 一三	一三九
○市町村費收入支出計算報告ニ關スル件	明四四	訓令甲 二二	一四〇

第三章 水利組合

○水利組合條例施行ノ件	明二三	縣令 六〇	一四三
○水利組合ノ歳入歳出豫算及決算様式	明四二	訓令甲 一三	一四三

第五章 雜

○郵便ニ依リ送達スル訴訟書類ヲ市町村長ニ預ケ置キタル場合ノ件	明二五	訓令甲 四六	一四七
○私設ノ教育所ニ在ル未成年者ノ孤兒其ノ他ノ者ニ對シ後見人ノ職務ヲ行フヘキ者ニ關スル件	明三三	縣令 二四	一四七
○戸長ノ保管ニ屬スル失踪逃亡死亡及絶家等ノ財産目錄調製差出方	明一七	乙 二二	一四七

○歸化人及本邦人ノ養子又ハ入夫トナリタル元外國人ノ名稱更改等許可ノ簡報 告方	明三三	訓令甲 七七	一四八
○公益法人取締規程	大七	縣令 一一	一四八

第三編 地方制度

第一章 縣 郡

●縣會議員選舉人名簿投票錄及選舉錄樣式

(明治三十二年七月一日
訓令甲第六十四號)

郡市役所
町村役場

明治三十九年訓令甲第四一號、四四年同第二六號、
四五年六月同第一八號、大正三年八月同第一五號、
八年六月同第二二號、一一年八月同第二三號、一二年一月同第一號改正

縣會議員選舉ニ要スル選舉人名簿〔投票簿〕投票錄選舉錄ハ左ノ様式ニ依リ調製スヘシ

縣會議員選舉人名簿式 (用紙美濃紙)

番 號	住 所	出 生 年 月 日	氏 名
	何市町村大字何	年 月 日	何 某

備考

- 一、名簿ニ登載スヘキ者ハ市町村ノ公民ニシテ一年以來直接國稅ヲ納ムル者ニ限ルヲ以テ其ノ資格要件ハ別ニ取調置クヘシ
- 一、郡長ニ於テ調製スル名簿ニ付テハ各町村毎ニ見出ヲ付スヘシ
- 一、名簿中綴合ノ場所ニハ市町村長ノ職印ヲ以テ契印ヲ

第三編 地方制度 第一章 縣郡

爲シ餘白ノ部分ニハ斜線ヲ劃スヘシ

- 一、異議ノ決定、訴願ノ裁決、訴訟ノ判決ニ依リ名簿ヲ修正シタルトキハ其ノ旨並修正ノ年月日ヲ欄外ニ記シ官印又ハ職印ヲ押捺スヘシ
- 一、名簿ノ表紙及卷末ニハ左ノ通記載スヘシ

大正何年九月十五日現在調

(紙表)

縣會議員選舉人名簿

三重縣何郡市選舉區(郡市長調製ノ分)
三重縣何郡何町村 (町村長調製ノ分)

(卷末)

此ノ選舉人名簿ハ大正何年十月二十日ヨリ十五日間何役所、何役場ニ於テ縦覽セシメ大正何年十二月十五日ヲ以テ確定セリ

三重縣何郡市長(三重縣何郡何町村長) 氏 名 印
投票簿式(削除)

三重縣會議員選舉投票録ノ式 (用紙美濃野紙)

三重縣會議員選舉 何郡何町村 市 投票所投票録

- 一、投票所ハ何市役所(又ハ何々ノ場所)ニ之ヲ設ケタリ
- 二、左ノ投票立會人ハ孰レモ投票時刻迄ニ投票所ニ參會シタリ

住所 氏 名
住所 氏 名

投票時刻ニ至リ投票立會人氏名參會セサルニ依リ市町村長ハ臨時ニ投票區域内ニ於ケル選舉人中ヨリ左ノ者ヲ投票立會人ニ選任シタリ

- 三、投票所ハ大正何年何月何日午前何時ニ之ヲ開キタリ
- 四、市町村長ハ投票立會人ト共ニ投票ニ先チ投票所ニ參集シタル選舉人ノ面前ニ於テ投票函ヲ開キ其ノ空虛ナルコトヲ示シタル後内蓋ヲ鎖シ市町村長及投票立會人ノ列席スル面前ニ之ヲ置キタリ

五、市町村長及投票立會人ノ面前ニ於テ選舉人ヲシテ逐次其ノ氏名ヲ自稱セシメ選舉人名簿ニ對照シタル後(到着番號札ト引換ニ)投票用紙ヲ交付シタリ

六、選舉人ハ自ラ投票ヲ認メ之ヲ投票函ニ投入シタリ

七、投票立會人中氏名ハ一旦參會シタルモ午前何時何々ノ事故ヲ以テ其ノ職ヲ辭シタル爲其ノ定數ヲ闕キタルニ依リ市町村長ハ臨時ニ投票區域内ニ於ケル選舉人中ヨリ午前何時左ノ者ヲ投票立會人ニ選任セリ

住所 氏 名

投票立會人中氏名ハ一旦參會シタルモ午前何時何々ノ事故ヲ以テ其ノ職ヲ辭シタルモ尙投票立會人ハ二名(又ハ三名)在リ而モ市町村長ニ於テ其ノ副員ヲ補フノ必要ナキニ至レルヲ認メ特ニ其ノ補闕ヲ爲ササル旨ヲ宣言シタリ

八、左ノ選舉人ハ選舉人名簿ニ記載セラルヘキ確定裁決書(又ハ判決書)ヲ提示シタルニ依リ之ヲシテ投票セシメタリ

九、左ノ選舉人ハ何々ノ事由ニ依リ投票立會人ノ議決ヲ以テ

住所 氏 名

投票ヲ拒否シタリ(又ハ何何ノ事由ニ依リ投票ヲ拒否スルニ當リ投票立會人ノ意見可否同數ナルヲ以テ市町村長ノ決定ニ基キ其ノ投票ヲ拒否シタリ)

住所 氏 名

十、左ノ選舉人ハ誤テ投票用紙ヲ汚損シタル旨ヲ以テ更ニ之ヲ請求シタルニ依リ其ノ相違ナキヲ認メ之ト引換ニ投票用紙ヲ交付シタリ

住所 氏 名

十一、左ノ選舉人ハ投票所ニ於テ演說、討論ヲ爲シ(喧擾ニ涉リ)(投票ニ關シ協議若ハ勸誘ヲ爲シ)(何々ニ因リ)投票所ノ秩序ヲ紊シタルニ依リ投票管理者ニ於テ之ヲ制止シタルモ其ノ命ニ從ハサルヲ以テ投票用紙ヲ取上ケ之ヲ投票所外ニ退出セシメタリ

十二、投票管理者ハ午前何時投票所ノ秩序ヲ紊スノ虞ナシト認メ(又ハ投票所ノ入口ヲ閉鎖スルニ先チ)投票所外ニ退出ヲ命シタル選舉人ニ對シ入場ヲ許シタルニ左ノ選舉人入場シタルヲ以テ投票セシメタリ

第三編 地方制度 第一章 縣郡

住所 氏 名

十三、午後何時ニ至リ市町村長ハ投票時間ヲ終リタル由テ告ケ投票所ノ入口ヲ閉鎖シタリ

十四、午後何時投票所ニ在ル選舉人ノ投票結了シタルヲ以テ市町村長ハ投票立會人ト共ニ投票函ノ内蓋ノ投票口及外蓋ヲ鎖シ「其ノ鑰ハ市長之ヲ保管ス」其ノ内蓋ノ鑰ハ投票函ヲ送致スヘキ投票立會人氏名之ヲ保管シ外蓋ノ鑰ハ町村長之ヲ保管ス

十五、投票函及投票録ヲ選舉會場ニ送致スヘキ投票立會人左ノ如シ

十六、左ノ者ハ投票所ノ事務ニ從事シタリ

職 氏 名
職 氏 名

十七、投票所ニ臨監シタル官吏左ノ如シ

官 職 氏 名

十八、投票所ニ入場シタル警察官吏左ノ如シ

四

官 職 氏 名

十九、選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ總數

投票シタル選舉人ノ總數

投票拒否ノ決定ヲ受ケタル者ノ總數

市町村長ハ此ノ投票録ヲ作り之ヲ朗讀シタル上投票立會人ト共ニ茲ニ署名ス

大正何年何月何日

何市 何市
何郡町村長 何郡町村長
投票立會人 投票立會人

備考

一、書式ニ掲ケタル事項ノ外市町村長ニ於テ投票ニ關シ緊要ト認ムル事項アルトキハ之ヲ記載スヘシ

二、市町村ニ二個以上ノ投票區ヲ設ケタル場合ニ於テ市町

住所 氏 名

三、大正何年何月何日各投票所ノ投票函總テ到着シタルヲ以テ(郡)「大正何年何月何日投票ヲ結了シタルヲ以テ(市)其ノ翌何日(又ハ其ノ當日)午前後何時ニ選舉會ヲ開キタリ

四、選舉立會人中氏名ハ一旦參會シタルモ午前後何時何々ノ事故ヲ以テ其ノ職ヲ辭シタルモ尙選舉立會人ハ二名(又ハ三名)在リ而モ市長ニ於テ其ノ副員ヲ補フノ必要ナキニ至レルヲ認メ特ニ其ノ補闕ヲ爲ササル旨ヲ宣言シタリ

住所 氏 名

五、選舉長ハ選舉立會人ト共ニ到着順序ニ依リ投票函ヲ開キ一函毎ニ投票ノ數ト投票人ノ數トヲ計算シ更ニ投票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ計算シタルニ左ノ如シ(郡)

「選舉長ハ選舉立會人ト共ニ投票函ヲ開キ投票ノ數ト投票人ノ數トヲ計算シタルニ左ノ如シ」

三重縣會議員選舉録ノ式 (用紙美濃野紙)

何郡市選舉區三重縣會議員選舉録

一、選舉會場ハ何郡市(又ハ何々ノ場所)ニ之ヲ設ケタリ
二、府縣制第二十四條ニ依リ定メタル左ノ選舉立會人ハ孰レモ選舉會開會ノ時刻迄ニ選舉會場ニ參會シタリ

住所 氏 名
住所 氏 名

選舉會開會時刻ニ至リ選舉立會人氏名參會セサルニ依リ府縣制第二十四條ニ依リ更ニ左ノ者ヲ選舉立會人ニ定メタリ

第三編 地方制度 第一章 縣郡

(市)

投票總數
投票人總數
何人
何票

投票ノ總數ト投票人ノ總數ト符合セリ
投票ノ總數ト投票人ノ總數ト符合セス即投票總數ハ投票人
總數ニ比シ何票多シ又ハ何票少シ(其ノ理由ノ明ナルモノ
ハ之ヲ記載スヘシ)

六、選舉長ハ各投票所毎ニ選舉立會人ト共ニ投票ヲ點檢シ每
票記載ノ氏名ヲ朗讀シタリ(選舉長ハ各投票所毎ニ選舉立
會人ト共ニ投票ヲ點檢シ選舉事務ニ従事スル官職氏名及官
職氏名ノ二名ヲシテ交代シテ每票記載ノ氏名ヲ朗讀セシメ
タリ)(郡)

「選舉長ハ選舉立會人ト共ニ投票ヲ點檢シ每票記載ノ氏名
ヲ朗讀シタリ(又ハ選舉長ハ選舉立會人ト共ニ投票ヲ點檢
シ選舉事務ニ従事スル職氏名及職氏名ノ二名ヲシテ交代シ
テ每票記載ノ氏名ヲ朗讀セシメタリ)(市)
七、選舉事務ニ従事スル官職氏名及官職氏名ノ二名ハ投票記

載ノ氏名ノ朗讀ニ應シ各別ニ同一被選舉人ノ得票ヲ點數簿
ニ記入シ且其ノ一名ニ於テ各被選舉人ノ得票ヲ記入スル毎
ニ其ノ得票數ヲ呼ヒ他ノ一名ト共ニ其ノ得票數ヲ校合シタ
リ

八、府縣制第二十八條ノ手續ヲ經テ有效又ハ無効ト決定シタ
ル投票左ノ如シ
有效ト決定シタルモノ
無効ト決定シタルモノ
何票
何票

一、成規ノ用紙ヲ用キサルモノ
二、一投票中二人以上ノ被選舉人ヲ記載シタルモノ
三、何々
四、何々
九、有效投票ノ内得票者ノ氏名及其ノ得票數左ノ如シ
何票
何票
何票
何票

何票
何票
何票
何票

十、選舉區ニ配當セラレタル諸員定數何人ヲ以テ選舉人名簿

ニ登錄セラレタル人員數何人ヲ除シテ得タル數ハ何人何分
ニシテ此ノ七分ノ一ノ數ハ何票ナリ得票者中此ノ數ニ達ス
ル者ヲ舉クレハ左ノ如シ

何票
何票
何票
何票

右ノ内有效投票ノ最多數ヲ得タル左ノ何名ヲ以テ當選者ト
ス
氏名
氏名
氏名
氏名

但シ氏名及氏名ハ得票ノ數同シキニ依リ其ノ出生年月日ヲ
調査スルニ氏名ハ何年何月何日生氏名ハ何年何月何日生ニ
シテ氏名年長者ナルヲ以テ則チ氏名ヲ以テ當選者ト定メタ
リ(又ハ同年月日ナルヲ以テ選舉長ニ於テ抽籤シタルニ氏
名當選セリ依テ氏名ヲ以テ當選者ト定メタリ

印シタリ

十二、左ノ者ハ選舉會ノ事務ニ従事シタリ

官職 氏名
官職 氏名

十三、選舉會場ニ臨監シタル官吏左ノ如シ
官職 氏名
官職 氏名

十四、選舉會場ニ入場シタル警察官吏左ノ如シ
官職 氏名
官職 氏名

十五、午前後何時選舉會ノ事務ヲ了シ選舉會ヲ閉チタリ
選舉長ハ此ノ選舉錄ヲ作り之ヲ朗讀シタル上選舉立會人ト
共ニ茲ニ署名ス
選舉長
何市長
選舉立會人

氏名
氏名
氏名
氏名

第三編 地方制度 第一章 縣郡

備考

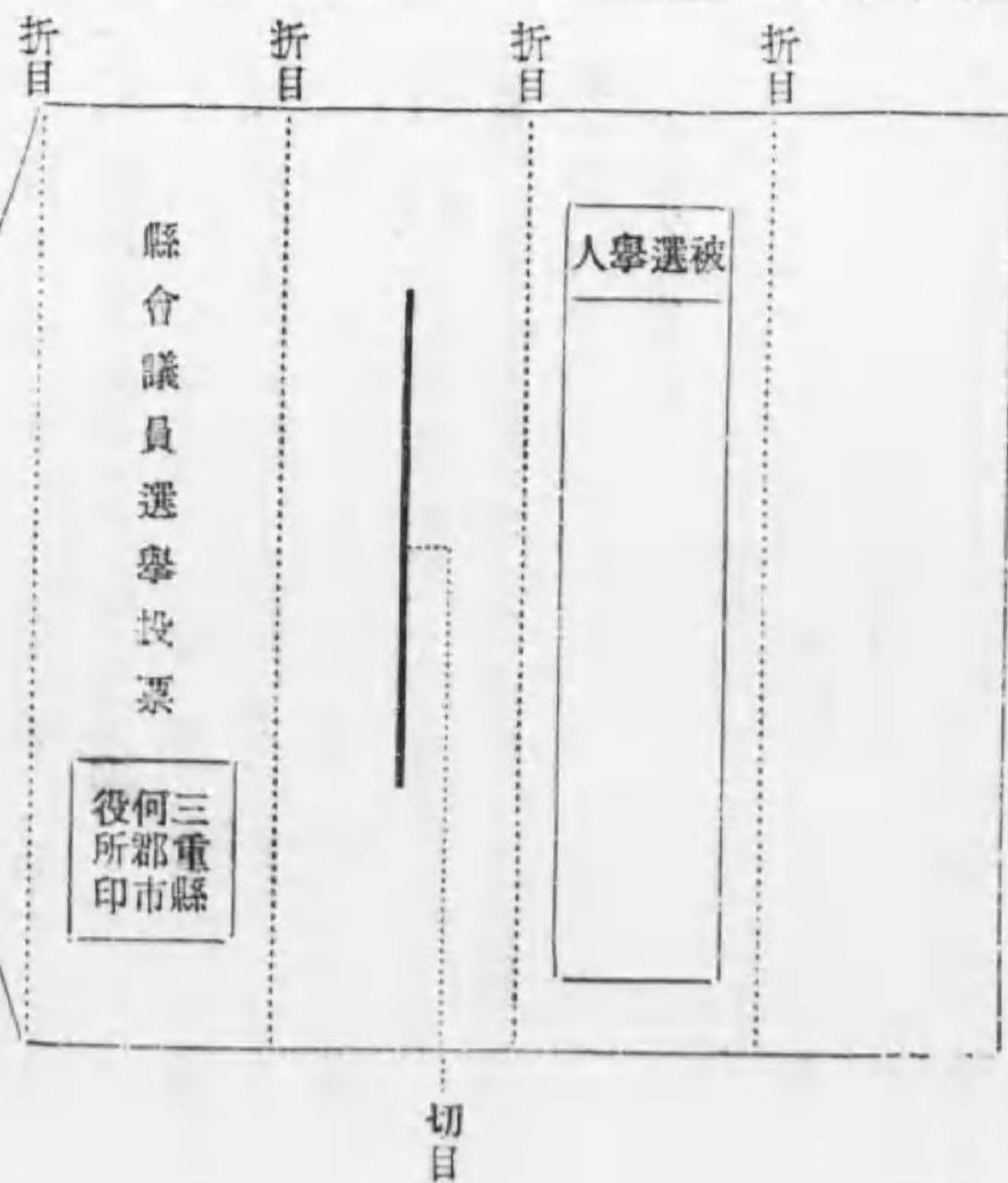
- 一、書式ニ掲クル事項ノ外選舉長ニ於テ選舉ニ關シ緊要ト認ムル事項アルトキハ之ヲ記載スヘシ
- 一、選舉錄ハ每葉綴合ノ個所ニ對シ選舉長及選舉立會人捺印シ捺削補正ヲ爲シタルトキハ欄外ニ其ノ旨記入ノ上同様捺印スヘシ

縣會議員選舉投票用紙式

(大正十一年十二月)
(縣令第七十五號)

大正八年縣令第四十七號縣會議員選舉投票用紙式左ノ通改正ス

投票用紙樣式 (用紙西ノ内又ハ程村)



此ノ端ヲ切目ニ差込ムヘシ

縣會議員ノ數

(明治三十二年七月十八日)
(縣令第四十四號)

明治三十八年二月縣令第七號、三十九年九月同第五號、四十二年二月同第六九號、大正八年八月同第五七號、一一年一二月同第七四號改正

府縣制第五條及同第四百三十三條ニ依リ本縣各選舉區ニ於テ選舉スヘキ縣會議員ノ數ヲ左ノ通相定ム

桑名郡	二人	員辨郡	二人
三重郡	三人	四日市市	一人
鈴鹿郡	二人	河藝郡	二人
津市	二人	安濃郡	一人
一志郡	三人	飯南郡	三人
多氣郡	二人	度會郡	三人
宇治山田市	一人	志摩郡	二人
阿山郡	二人	名賀郡	二人
北牟婁郡	一人	南牟婁郡	二人

第三編 地方制度 第一章 縣郡

縣會議員選舉ニ關スル投票立會人並選舉立會人費用辨償額及支給方法

(大正九年六月二十五日)
(告示第二百六十五號)

縣會議員選舉ニ關スル投票立會人並選舉立會人費用辨償額及支給方法左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ施行ス

第一條 縣會議員選舉ニ關スル投票立會人並選舉立會人ニハ

費用辨償トシテ左ノ金額ヲ支給ス

- 一日當 一日金壹圓
- 一宿泊料 一泊金貳圓
- 一車馬賃 一里金參拾錢

鐵道賃及船賃ハ大正九年五月大藏省令第十六號ノ規定ヲ準用シ判任官相當ノ額ヲ支給ス

第二條 日當ハ日數ニ應シ宿泊料ハ夜數ニ應シ車馬賃ハ里數ニ應シ支給ス但シ通算上ニ里未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ切捨トス

●縣會議員名譽職參事會費費用辨償額支給方法

(明治三十四年一月二十九日) 告示第二十八號

明治三十七年一月告示第七號、四四年一月同第

四八一號、大正五年一月同第四九八號、七年一月同第四五三號、八年一月同第三七二號改正

縣會議員名譽職參事會費費用辨償額支給方法 縣會ノ議決ヲ經 內務大臣ノ許可ヲ得テ左ノ通改正セリ

縣會議員名譽職參事會費費用辨償額支給方法

第一條 縣會議員名譽職參事會員ニハ旅費ノ外費用辨償額トシテ左ノ金額ヲ支給ス

但シ名譽職參事會員ニハ別ニ縣會議員トシテノ費用辨償額ヲ支給セズ

一 縣會議員 年額金四百圓

但シ議長ハ金六百圓副議長ハ金五百圓トス

一 名譽職參事會員 年額金六拾五圓

時限リ加給ス

縣會議員トシテ通常縣會ノ召集ニ應シタル者名譽職參事會員ニ就職シタルトキハ前項ノ例ニ依ル但シ縣會議員トシテ既ニ費用辨償額ノ全額ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラス 前二項ノ加給ヲ受ケタル者ニ對シテハ縣會議員トシテノ費用辨償額ハ之ヲ支給セズ

第六條 縣會議員辭職シ又ハ其ノ職ヲ失フタル場合ニ於テ通常縣會ノ召集ニ應シタル後又ハ死亡ニ係ルトキハ全額其ノ他ハ月割ヲ以テ當月分迄ノ費用辨償額ヲ支給ス

名譽職參事會員辭職シ又ハ其ノ職ヲ失フタルトキハ其ノ當月分迄ノ費用辨償額ヲ支給ス

前項ノ場合ニ於テ縣會議員トシテ費用辨償額ノ支給ヲ要スルトキハ通常縣會ノ召集ニ應シタル者ハ全額其ノ他ハ其ノ翌月ヨリ月額ヲ以テ支給ス

第七條 (削除)

第八條 縣會議員名譽職參事會員ニ支給スル旅費ハ別表ノ金額ニ依ル

第二條 縣會議員ノ費用辨償額ハ其ノ年四月ヨリ翌年三月ニ至ル十二月ヲ以テ一ケ年度トシ計算ス

第三條 縣會議員ノ費用辨償額ハ毎年通常縣會開會後十五日以内ニ之ヲ支給シ名譽職參事會員ノ費用辨償額ハ每月初會ノ開會中ニ之ヲ支給ス

第四條 病氣其ノ他事故ノ如何ニ拘ラス縣會議員一ケ年度中全ク召集ニ應セサルトキハ其ノ年ノ費用辨償額ヲ支給セズ

第五條 病氣其ノ他事故ノ如何ニ拘ラス名譽職參事會員一ケ月中全ク召集ニ應セサルトキハ其ノ月ノ費用辨償額ヲ支給セズ

第五條 新タニ選舉セラレタル縣會議員ニシテ通常縣會ノ召集ニ應シタルモノハ全額其ノ他ハ月割ヲ以テ其ノ選舉ノ當月分ヨリ費用辨償額ヲ支給ス

名譽職參事會員ニハ就職ノ月ヨリ其ノ費用辨償額ヲ支給ス

名譽職參事會員ノ職ニ在ル者通常縣會ノ召集ニ應シタルトキハ縣會議員トシテノ費用辨償額ノ年額ニ相當スル額ヲ一

第九條 馬車賃ハ通路ノ里程ヲ計算シテ之ヲ支給ス但シ端數

ハ往返通計シ一位ニ滿タサルモノハ切捨トス

第十條 召集ニ依ル往復旅行ノ日數ハ直行ノ陸路ニ取リ十二里ヲ以テ一日トス其ノ端數ノ一里以上ニ及フモノハ尙ホ一日ニ計算ス

第十一條 縣會議員名譽職參事會員召集又ハ旅行中辭職シ其ノ他職ヲ失フタル場合ニ在リテハ尙ホ其ノ住居地迄ノ旅費ヲ支給ス

第十二條 旅費ハ費用辨償額ト同時ニ之ヲ支給ス其ノ費用辨償額支給後ニ係ルモノハ其ノ時々之ヲ支給ス

第十三條 此規程ニ定ムルモノハ外旅費支給方法ハ内國旅費規則ノ規定ニ依ル

第十四條 此規程ハ明治三十三年十一月一日ヨリ施行スルモノトス

縣會議員名譽職參事會員旅費額表

車馬賃(一里ニ付)	宿泊料(一夜ニ付)	日當(一日ニ付)
四拾五錢	五圓	參圓五拾錢

第三編 地方制度 第一章 縣郡

鐵道賃及船賃ハ大正九年五月大藏省令第十六號ノ規定ヲ準
用シ高等官相當ノ額ヲ支給ス

●縣吏員及縣ノ吏員職員休職規程

(大正七年八月三十日)
訓令甲第三十七號

- 知事官房 內務部
- 警察部 郡役所
- 警察署 同分署
- 縣立學校 測候所
- 農事試驗場 水產試驗場
- 農事講習所 原蠶種製造所
- 工業試驗場 勸業陳列館
- 穀物検査所 國兒學園
- 蠶業取締所 縣立病院

縣吏員及縣ノ吏員職員休職規程左ノ通定ム

縣吏員及縣ノ吏員職員休職規程

第一條 縣吏員及縣ノ吏員職員ニシテ別ニ規程アルモノヲ除

クノ外左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ休職ヲ命スルコトヲ
得

- 一 戰時若ハ事變ニ際シ陸海軍ニ召集セラレタルトキ
- 二 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタルニ因リ職務ヲ行フニ妨
アルトキ
- 三 縣ノ事務ノ都合ニ依リ必要アルトキ
- 四 刑事事件ニ關シ告訴若ハ告發セラレタルトキ

前項休職ノ期間ハ第一號ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタ
ル後尙三箇月第二號及第三號ノ場合ニ在リテハ一箇年トシ
第四號ノ場合ニ在リテハ其ノ事件ノ裁判所ニ繫屬中トス

第二條 前條第一項第二號乃至第四號ニ依リ休職ヲ命セラレ
タル者ニハ俸給ノ三分ノ一ヲ支給ス

前條第一項第一號ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ニハ其ノ間
俸給ヲ支給セス但シ陸軍又ハ海軍ニ於テ受クル俸給給料額
縣吏員及縣ノ吏員職員ノ俸給額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ不
足額ヲ補給ス

第三條 第一條第一項第一號乃至第三號ニ依リ休職者休職期

間ヲ過キタルトキハ當然退職シタルモノトス

第四條 休職者ハ職務ニ從事セサル外總テ在職者ト異ナルコ
トナシ

第五條 第二條第二項ニ依リ補給ヲ受クルモノハ陸軍又ハ海
軍ニ於テ受クル俸給給料(臨時増給及加俸ヲ除ク)ノ支給ヲ
始ムル年月日及其ノ額ヲ明記シ所屬部隊ノ證明書ヲ添ヘ部
隊編入後七日以内ニ届出ツヘシ其ノ俸給又ハ給料ニ異動ヲ
生シタルトキ亦同シ

前項ニ依リ給與ノ止ミタル場合ハ其ノ事由及年月日ヲ速ニ
届出ツヘシ

●三重縣稅制調查會規程

(大正十二年四月十日)
告示第四百四十一號

三重縣稅制調查會規程左ノ通定ム

三重縣稅制調查會規程

- 第一條 本廳ニ三重縣稅制調查會ヲ置ク
- 第二條 調查會ハ知事ノ諮詢ニ應シテ縣稅其ノ他收入ニ關ス
- 第三編 地方制度 第一章 縣郡

ル事項ヲ調査審議ス

第三條 調查會ハ會長一名委員若干名ヲ以テ組織ス

第四條 會長ハ內務部長ヲ以テ之ニ充テ委員ハ左ニ掲クル者
ノ中ヨリ知事之ヲ命シ又ハ囑託ス

一、縣ノ官吏又ハ吏員

一、其ノ他知事ニ於テ適當ト認ムル者

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ知事ノ指定シタル委員其ノ職務ヲ代理
ス

第六條 調查會ニ幹事及書記若干名ヲ置キ知事之ヲ命ス

幹事及書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケテ庶務ニ從事ス

第七條 官吏吏員ニ非サル委員會務ノ爲旅行スルトキハ縣公
議員名譽職參事會員費用辨償額及支給方法ニ定ムル旅費ヲ
支給ス

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●郡役所處務通則

(明治四十一年九月十一日)
(訓令甲第五十七號)

明治四十二年六月訓令甲第二七號改正

郡 役 所

郡役所處務通則左ノ通相定ム

郡役所處務通則

第一條 郡役所ニ左ノ係ヲ置キ其ノ職員ヲシテ之ニ分屬セシム

ム

庶務係

學務係

勸業係

會計係

第二條 各係ニ於テ分掌スヘキ事務ノ概目左ノ如シ

庶務係

一 議員選舉ニ關スル事項

一 郡ノ行政及町村其ノ他公共團體ノ行政ノ監督ニ關スル

事項

一 賑恤救濟ニ關スル事項

一 社寺宗教ニ關スル事項

一 兵事ニ關スル事項

一 衛生ニ關スル事項

一 他ノ主掌ニ屬セサル事項

學務係

一 教育ニ關スル事項

勸業係

一 農工商及森林水産ニ關スル事項

一 土木地理及耕地整理ニ關スル事項

會計係

一 會計ニ關スル事項

一 稅務ニ關スル事項

第三條 各係ニ主任ヲ置キ其ノ係ニ屬スル事務ヲ擔任セシム

第四條 主任ハ會計ヲ除クノ外他ノ主任ヲ兼スルコトヲ得

但シ特別ノ事情アリテ知事ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四條ノ二 上席郡書記ハ決裁ヲ經其ノ名ヲ以テ文書ノ往復

ヲ爲スコトヲ得

第五條 郡長不在ノトキハ上席郡書記其ノ事務ヲ代理ス

附 則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

●郡市役所巡視規程

(大正五年六月二十三日)
(訓令甲第九號)

知 事 官 房 内 務 部

警 察 部 郡 役 所

市 役 所

郡市役所巡視規程左ノ通定ム

市視察規程ハ之ヲ廢止ス

郡市役所巡視規程

第一條 郡市役所ノ巡視ハ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外本

第三編 地方制度 第一章 縣郡

規程ニ依リ之ヲ行フ

第二條 巡視ハ毎年一回以上内務部長之ヲ行フ但シ内務部長

事故アルトキハ他ノ高等官ヲシテ巡視セシムルコトアルヘ

シ

第三條 内務部長ハ毎年十二月十五日迄ニ翌年ニ於ケル巡視

ノ豫定計畫ヲ定メ知事ノ承認ヲ受クヘシ

第四條 巡視ハ吏員ノ勤惰、規律ノ張弛、事務ノ整否、事業

ノ舉否其ノ他治務ノ成績ニ就キ之ヲ行フ

第五條 巡視官ハ巡視ノ成績ニ就キ講評ヲ爲シ且其ノ發見シ

タル違法又ハ錯誤ノ事項ニシテ事態輕微ナルモノハ直ニ指

示若ハ注意ヲ與フヘシ

第六條 巡視ヲ爲シタルトキハ十四日以内ニ巡視日誌ヲ添ヘ

知事ニ復命書ヲ提出スヘシ

河藝郡大部田村

●町村分合改稱ノ件

(明治二十二年三月一日) 縣令第十三號

沿道 明治三十九年一月告示第三九四號、四一年二月同第五六號、同年三月同第八五號、同年四月同第一三三號、四二年三月同第九一號、四四年三月同第一二二號、大正元年一月同第一二四號、八年六月同第一七六號、同年八月同第二八一號、九年二月同第八三號、同年一月同第五〇〇號、一二年二月同第七七號、同年五月同第二一三號、同年一月二月同第四四號、一三年二月同第六六號、同第六九號、一三年九月同第四五一號改正

來ル四月一日ヨリ本縣下町村ノ内左ノ通分合改稱ス

但舊町村ノ名稱ヲ以テ大字トス

桑名郡

新町村名 舊町村名

桑名町 桑名三之丸 同 吉之丸 同 内堀

同元赤須賀	同 伊賀町	同 外堀
同 八幡町	同 柳原	同 新屋敷
同 一色町	同 矢田川原	同 新地
同 船馬町	同 本町	同 舟町
同 小網町	同 寶殿町	同 清水町
同 宮町	同 風呂町	同 川口町
同 江戸町	同 片町	同 京町
同 宮通	同 職人町	同 油町
同 田町	同 北魚町	同 三崎通
同 南魚町	同 殿町	同 吉津屋町
同 鍛冶町	同 紺屋町	同 入江町
同 葎町	同 新町	同 萱町
同 傳馬町	同 鍋屋町	同 矢田町
同 福江町	同 太一丸	同 今一色北町
同 今一色中町	同 今一色片町	同 今一色寺町
同 堤原	同 住吉町	同 相生町
江場村ノ内	字淺川ノ内	反別三町八反九畝二十一步

字中繩ノ内 反別二反七畝十一歩 字神二ノ内 反別三反三畝二

十五歩 字矢田裏ノ内 反別一町四反八畝三歩 字小

平太繩ノ内 字江場屋敷ノ内 反別四歩

大福村ノ内 字矢田東ノ内 反別八反八畝十六歩 字大門ノ内 反別一町二反四

畝九歩

本願寺村ノ内 字山之裏ノ内 反別三畝十四歩 字西裏ノ内 反別一町二反六畝二

十歩 字南崩ノ内 反別一反一畝十歩 字北崩ノ内 反別六畝四

歩

矢田村ノ内 字三反長ノ内 反別一町二畝六歩 字南崩ノ内 反別八反五畝十八

歩

桑名村ノ内 字御下屋敷ノ内 反別五反一畝九歩 字穴田ノ内 反別二反二畝十歩

字五十三番ノ内 反別一反六畝二十八歩 字御坊田ノ内 反別八畝二十

第三編 地方制度 第二章 市町村

赤須賀 赤須賀新田ノ内 字新甫田ノ内 反別五反六畝十二歩

字三丁目ノ内 反別四反一畝十七歩

字東二番割ノ内 反別二反二畝歩

城南村 東野村 赤須賀新田 小貝須村 大貝須新田

福知新田 壹町新田 福江新田 小泉新田

和泉村 安永村

桑部村 熊部村 桑部村 西金井村 東金井村

在良村 西別所村 額田村 蓮花寺村 増田村

裨田村

益生村 大福村 江場村 本願寺村 矢田村

上野村 繁松新田 桑名村 太夫村

西方村 尾野村 東方村 北別所村

福島村 上之輪新田 播磨村 東次上村

西沃上村 蠣塚新田

大山田村 矢田村ノ内 字大塚ノ内 反別二反三畝四步

本願寺村ノ内 字大塚ノ内 反別二畝十八步 字小野山ノ内 反別二畝二十五步

深谷村 上深谷部村 下深谷部村 今島村

野代村 中須村 南之郷村 大鳥居村 下野代村

古濱村 力尾村 猪飼村 北猪飼村 御衣野村

古美村 古野村 美鹿村

多度村 肱江村 小山村 戸津村 多度村

七取村 香取村 福永村 西平賀村 上之郷村

楠村 松之木村 新所村 西平賀新田

下坂手村 西川村 千倉村 上坂手村

平方村ノ内 字チノ割ノ内 反別一畝九畝五步 字リノ割ノ内 反別六畝十七步

字ヌノ割ノ内 反別二畝二十九步 字ヲノ割ノ内 反別二畝八步

字喜右衛門起ノ内 反別五畝十八步

中川村ノ内 字寺田下ノ内 反別四畝二十一步

長島村 小島村 篠橋新田 押付村 長島村

又木村 殿名村 東殿名 出口村

源部外面 中川村 高坐村 間々村

松ヶ島村 十日外面 駒江村 大島村

藤九郎外面 前山外面 遠浅付新田 西外面村

平方村 西川村ノ内 字トチ引ノ内 反別二畝十五步 字兵

三郎

下坂手村ノ内 字古川ノ内 反別二十三步

木曾岬村 加路戸新田 大新田 外平喜新田 近江島新田

西對海地新田 田付新田 築留新田 雁ヶ地新田

白鷺脇付新田 福崎新田 豊崎新田 川先新田

富田子新田 中和泉新田 見入新田 和泉新田

小和泉新田 小林新田 小林島新田 東對海地新

田 源縁新田 源縁山新田 藤重新田 白鷺新田

松永新田

伊曾島村 横満蔵新田 松隆新田 白鷺新田 福豊新田

都羅新田 赤地新田 淺ヶ地新田 霞ヶ須新田

員辨郡

長地新田 福井附新田 福吉新田

新村名 舊村名

久米村 阪井村 友村 赤尾村 島田村

志知村 中上村

大長村 長深村 南大社村

梅戸井村 梅戸村 南金井村 門前村 大井田村

三里村 高柳村 平塚村 石榑下村

丹生川村 片樋村 丹生川久下村 丹生川中村 丹生川

上村

石榑村 南石加村 北石加村

治田村 中山村 東村 垣内村 別名村

麓村 奥村 新町村

東藤原村 東禪寺村 石川村 下野尻村 西野尻村

西藤原村 大貝戸村 坂本村

白瀬村 志禮石新田 市場村 本郷村 山口村

立田村 篠立村 古田村

中里村 鼎村 上之山田村 上相場村 日内村

十社村 川原村 千司久連新田 二之瀬村 田邊村

鹽崎村 畑毛村 京ヶ野新田 下平村 向平村

山下喜村 阿下喜村 瀨木村 飯倉村

山郷村 鼓村 大辻新田 北中津原村 南中津原村

笠田村 上笠田村 宇野村 市之原村 阪東新田

笠田村 笠田新田 下笠田村

大泉原村 御園村 楚原村 烟新田 平古村

松名新田

大泉村 西方村 大泉村 東一色村

稻部村 北大社村 大木村 八幡新田

神田村 鳥取村 六把野新田 山田村 瀨古泉村

穴太村 筑紫村

七和村 芳ヶ崎村 森忠村 星川村 巖新田

第三編 地方制度 第二章 市町村

嘉例川村 五反田村 大仲新田

三重郡

新町村名 舊町村名

四日市市 四日市比丘尼町 同 西町 同久六町 同川原町
 同南町 同北町 同堅町 同中町
 同八幡町 同境町 同濱町 同北條町
 同藏町 同北納屋町 同中納屋町 同桶之町
 同袋町 同南納屋町 同新町 同下新町
 同四ツ谷新町 同中新町 同南新町 同上新町
 同稻葉町 同高砂町 濱田村 濱一色村
 末永村ノ内 字東浦ノ内 字里南ノ内 反別壹町六反
 反別壹町壹反六畝九步 反別壹町六反
 九畝拾六步
 赤堀村ノ内 字錢新開ノ内 字又左衛門繩
 反別壹町八反貳畝八步 反別貳町四反
 ノ内 八畝貳拾四步 字又三郎繩ノ内 字相
 反別貳町拾六步 反別
 貳町六反參畝貳拾四步 字新正ノ内 反別壹町貳反
 六畝貳拾七步

鹽濱村 鹽濱村 馳出村 旭村

棉村 北一色村 小倉村 本郷村 吉崎村
 北五味塚村 南五味塚村 南川村
 河原田村 河原田村 貝塚村 内堀村 川尻村
 大治田村
 日永村 日永村 泊村 六呂見村
 内部村 波木村 貝家村 采女村 北小松村
 小古曾村
 小山田村 小山村 山田村 六名村 堂ヶ山村
 四郷村 東日野村 西日野村 室山村 八王寺村
 川島村 川島村 小生村
 常磐村 大井手村 松本村 伊倉村 赤堀村
 中川原村 久保田村 芝田村
 神前村 曾井村 高角村 寺方村 西野村
 尾平村
 櫻村 櫻村 音積村

第三編 地方制度 第二章 市町村

菰野村 菰野村 宿野村 福村 神森村
 千種村 潤田鶴 音羽村 千草村
 鷺川原村 吉澤村 乙鷺川原村 川北村 大強原村
 池底村
 縣村 黒田村 江村 北野村 平尾村
 赤水村 上海老原村 下海老原村
 三重村 東阪部村 西阪部村 山之一色村 生桑村
 小杉村
 海藏村 末永村 西阿倉川村 東阿倉川村 野田村
 富田町 東富田村 茂福村
 富州原村 富田一色村 松原村 天ヶ須賀村
 川越村 豐田一色村 南福崎村 龜崎新田 龜尾新田
 龜須新田 當新田 北福崎村 高松村
 豐田村
 繩生村ノ内 字大島ノ内 字川曾ノ内 反別二町五反
 反別一畝二十二步 反別二町五反
 九步 字大防島ノ内 字源次
 反別四町一畝六畝七步 反別四
 甚六新田ノ内 字圓場ノ内
 町二反四畝一步 反別九反五畝八步

朝日村 繩生村 小向村 柿村 埋繩村
 當新田ノ内 字横割ノ内 字北川原ノ内 反別三反三畝二
 十四步
 大矢知村 垂阪村 西富田村 藤田村 松寺村
 大矢知村 下ノ宮村 川北村
 八郷村 平津村 廣永村 山村 伊阪村
 千代田村 中村 萱生村 廣永新田
 大矢知村ノ内 字北古川ノ内 字南古川ノ内 反別三反四步 反別二畝七步
 下野村 東大鐘村 西大鐘村 北山村 中里村
 山城村 札場新田
 保々村 中野村 小牧村 市場村 西村
 竹永村 永井村 竹成村
 朝上村 小島村 田口村 田口新田 田光村
 杉谷村 切畑村 櫛村
 鈴鹿郡
 新町村名 舊町村名
 龜山町 龜山江ヶ室 同東丸 同舊館 同西丸

同市夕坂	同中屋敷	同若山	同東臺
同北山	同澁倉	同南崎	同南野村
同北野村	同西京口	同東京口	同東町
同西町			
井尻村ノ内字茶屋敷ノ内 反別二町二反八畝二十二步			
和田村ノ内字東萩野村ノ内 反別八畝歩	野村	椿世村	
龜田村	羽若村	佳山村	阿田和村
菅内村	田茂村	安知本村	
關町	木崎村	關中町	新所村
久我村			古麻村
神邊村	布氣村	大岡寺町	山下村
木下村			小野村
坂下村	市瀬村	沓掛村	坂下村
晝生村	中庄村	下庄村	三寺村
國府村	國府村	平野村	八野村
井田川村	和田村	井尼村	海善寺村
小田村		西富田村	中富田村
			和泉村

庄野村	庄野村	汲川原村	
高津瀬村	高宮村	津賀村	廣瀬村
牧田村	弓削岡田村	甲斐村	平田村
石薬師村	石薬師村	上野村	上田村
久間田村	下大久保村	庵間村	南小松村
和無田村			岸田村
深伊澤村	伊船村	長澤村	深溝村
椿村	山本村	大野村	小社村
庄内村	原村	三畑村	小岐須村
川崎村	田村	長明寺村	川崎村
野登村	兩尾村	安坂山村	邊法寺村
白川村	小川村	白木村	鷺山村
河藝郡			
新町村名	舊村名		
白子町	白子村	寺家村	河曲郡
稻生村	稻生村	野町新田	野村新田
天名村	德田村	御園村	越智村ノ内字北浦ノ内 反別六反七畝一步

合川村	德居村	三宅村	長法寺村
榮村	磯山村	五祝村	秋永村
中瀬古村		越知村	
上野村	上野村	千里村	久知野村
黒田村	北黒田村	三行村	濱田村
栗真村	南黒田村	高佐村	
小川村		中山村	町屋村
一身田町	一身田村	豊野村	平野村
中野村		上津部田村	
窪田村ノ内字高田			
大里村	窪田村	川北村	睦合村
野田村		山室村	
明村	忍田村	楠原村	中繩村
林村		萩原村	福德村
神戸町	神所十日市町	同常磐町	同萱町
同川町		同小山町	同堅町
同鍛冶町		同本多町	同西町
			十日市場

矢田部村	地子町村		
西條村ノ内字西町	同堅町	同清水ノ内 反別一畝十一歩	寺家
村ノ内字須田	同高田	同修理田ノ内 反別二町二反四畝二歩	
飯野村	西條村	寺家村	安塚村
河曲村	河田村	野邊村	竹野村
國分村		山邊村	十宮村
一ノ宮村	池田村	高岡村	中戸村
箕田村	上箕田村	林崎村	南林崎村
玉垣村	玉垣村	柳村	肥田村
若松村	南若松村	中若松村	北若松村
安濃郡			岸岡村
新町村名	舊町村名		
新町	古河村	刑部村	古河村ノ内八町
			神納村

南河路村

〔建部村〕
〔塔世村〕

藤水村	垂水村	藤方村
神戶村	半田村	神戶村
櫛形村	殿村	産品村
片田村	長谷場村	田中村
片田村	久保村	志袋村
辰水村	家所村	穴倉村
日南田村	草生村	中川村
高宮村	五百野村	足阪村
長野村	南長野村	北長野村
安東村	納所村	北河路村
安濃村	曾根村	清水村
安濃村	曾根村	太田村
安濃村	曾根村	内多村
草生村	安部村	草生村
高宮村	五百野村	足阪村
長野村	南長野村	北長野村
安東村	納所村	北河路村
安濃村	曾根村	清水村
安濃村	曾根村	太田村
安濃村	曾根村	内多村
草生村	安部村	草生村
高宮村	五百野村	足阪村
長野村	南長野村	北長野村
安東村	納所村	北河路村
安濃村	曾根村	清水村
安濃村	曾根村	太田村
安濃村	曾根村	内多村

明合村	栗加村	田端上野村	東觀音寺村	大塚村
村主村	川西村	淨土寺村	連部村	神田村
今徳村	妙法寺村	前野村	光明寺村	
南神山村				
安西村	岡本村	萩野村	北神山村	多門村
小野平村				
一志郡				
新町村名	舊町村名			
久居町	久居東鷹跡町	同西鷹跡町	同本町	同二ノ町
同旅籠町	同幸町	同萬町	同寺町	
本村	本村	小戸木村		
桃園村	川方村	新家村	牧村	木造村
七栗村	森村	庄田村	中村	一色村
大鳥村				
榊原村	榊原村	谷柚村	三ヶ野村	内字松ヶ瀬ノ内
大三村	大村	三ヶ野村	岡村	反別六反二歩

大井村	大仰村	井生村	石橋村	井關村
倭村	佐田村	中ノ村	上ノ村	南出村
八ツ山村	山田野村	八野野村	稻垣村	古市村
境村	城立村	小杉村	大原村	福田山村
家城村	南家城村	眞見村	二俣村	藤村
北家城村				
竹原村	竹原村	八手俣村		
伊勢地村	石名原村	三多氣村	杉平	
八幡村	奥津村	川上村		
多氣村	上多氣村	下多氣村	丹生俣村	
宇氣郷村	小原村	後山村	柚原村	上小川村
與原村		飯福田村		
中郷村	森本村	宮野村	瀧ノ川村	矢下村
合ヶ野村		釜生田村	岩倉村	
豊地村	堀ノ内村	薬王寺村	八田村	下ノ庄村
一志村		島田村	井ノ上村	

川合村	八太村	小山村	須ヶ瀬村	庄村
高岡村	田尻村	高野村	其倉村	日置村
中川村	小川村	野田村	黒田村	見永村
宮古村	宮古村	天花寺村	平生村	
豊田村	新屋庄村	川原木造村	川北村	須賀村
榊原村	榊原村	小村	中原村	田村
黒野村	黒野村	津屋城村	須ヶ瀬村	算所村
阿阪村	小阿阪村	大阿阪村	美濃田村	小野村
米ノ庄村	久米村	市場庄村	中ノ庄村	上ノ庄村
松ヶ崎村	松崎浦	松ヶ島村	六軒	
天白村	曾原村	小津村	中道村	中林村
喜多村新田				
鷓村	笠松村	星合村	小舟江村	五主村
小野江村	小野江村	肥留村	西肥留村	舞出村
甚目村				
雲出村	本郷村	長常村	伊倉津村	島貫村

高茶屋村 小森村 小森上野村
飯南村

新町村名 舊町村名

松坂町 松坂川井町 同 西町 同 本町 同 中町

同 魚町 同 殿町 同 新坐町 同 新町

同日野町 同 湊町 同 愛宕町 同 白粉町

松坂町作地

鎌田村ノ内 同 西沖ノ内 字南出ノ内 反別五畝二十二

西岸江村ノ内 字中島ノ内 反別九反一畝二十六步 反別三反四

内 畝二十五步

垣鼻村ノ内 字下石川ノ内 字南荒野 字世古ノ内 字 反別一町三反四步 反別九畝二十

北荒野 字堀ノ内ノ内 字北裏 四步 反別七反九步

大黒田町ノ内 小人町ノ内 反別一町三反一畝十八步 字黒田町 反別一町

ノ内 三反三畝步 字中畔ノ内 反別一町八反二畝八步

西ノ莊村ノ内 字朝柄ノ内 字岩橋ノ内 反別八反十三步 反別四反五畝五步

鈴止村

大口村 高町屋村 郷津村 石津村

荒木村 鎌田村 大塚村 久保田村

新松ノ島村 町平尾村 大平尾村 獵師村

松坂市街地ノ内 字本町ノ内 反別二反三畝十八步 字西町ノ内 反別五反八

畝五步

神戸村 垣鼻村 下村 上川村 久保村

花岡村 大黒田村 驛部田村 小黒田村 内五曲リ村

松尾村 丹生寺村 立野村 岡木村 藤之木村

阿形村 大足村 西野村

山室村ノ内 字永谷ノ内 反別一反七畝二十九步

伊勢寺村ノ内 字横尾ノ内 反別九畝二十一步 字女夫坂ノ内 反別四反二畝十

步

松江村 船江村 井村 外五曲リ村 塚木村

曲リ村 田牧村 西ノ莊村

松坂市街地ノ内 字川井町ノ内 反別一反七畝七步

伊勢寺村 深永村 野村 岩内村 伊勢寺村

八重田村 殿村

大河内村 飯内村 辻原村 大河内村 笹川村

矢津村 勢津村 桂瀬村

山室村ノ内 字上郷山ノ内 反別三反步

茅廣江村 茅原村 廣瀬村 下出江村 上出江村

大石村 大石村 小片野村 六呂木村

柿野町 深野村 横野村 下仁柿村 上仁柿村

粥見村 粥見村 有間野村 多氣郡 向粥見村

宮前村 宮前村 下瀧野村 野々口村 赤桶村

作瀧村

川俣村 田引村 栗野村 富永村 七日市村

宮本村

森村 森村 猿山村 蓮村 青田村

波瀨村 波瀨村 乙栗子村 加波村 桑原村

月出村 落方村 太良木村 草鹿野村

舟戸村 木棍村 栃谷村

射和村 射知伊御麻生園村 莊村 阿波曾村 中萬村

上蛸路村 下蛸路村 八太村

榊田村 榊田村 清水村 菅生村

上七見村

朝見村 朝田村 下七見村 新屋敷村 和屋村

立田村 佐久米村 大宮田村 西野々村

古井村 山添村 安樂村 山下村

西黒部村 西黒部村 松名瀬村

機殿村 六根村 川島村 新開村 保津村

魚見村 腹太村 井口中村 久保村

漕代村 早馬瀬村 高木村 稻木村 横地村

目田村 伊勢場村 法田村

多氣郡

新村名 舊村名

第三編 地方制度 第二章 市町村

東黒部村	東黒部村	神守村	垣内田村	大垣内村	笠水村	土羽村	相鹿瀬村
蓮花寺村	乙部村	土古略村	柿本原村	佐奈村	仁田村	西山村	五佐奈村
出間村	牛草村	北藤原村	南藤原村	油夫村	五桂村	平谷村	四神田村
中 村	川尻村	内座村	養川村	津田村	前 村	長谷村	神坂村
田屋村	志貴村	根倉村	中海村	佐伯中村	諏形村	三正田村	四正田村
濱田村	八木戸村	大堀川新田	佐田村	古江村	車川村	朝柄村	津留村
大淀町	大淀村	山 大淀村	大堀川新田	五夕谷村	柳川村	土屋村	片野村
上御絲村	阪本村	馬之上村	中海村	川添村	千代村	柳原村	色太村
行部村	前野村	新茶屋村	有爾中村	神瀬村	下楠村	上楠村	栗生村
根倉村ノ内	反別八反五歩	度會世有村ノ内	反別八反九歩	高奈村	上三瀬村	下三瀬村	佐原村
明星村	裏 村	度會世有村ノ内	反別八反九歩	萩原村	下眞手村	上眞手村	本田木屋
齊宮村	竹川村	金剛阪村	齊宮村	江馬村	天夕瀬村	栗谷村	小切畑村
池 村	上 村	岩内村	平尾村	茂原村	園 村	清瀬村	菅木原
相可町	相可村	荒蒔村	兄國村	領内村	河豆村	御樓村	神瀧村
東池上村	弟國村	朝長村	河田村	宮本村	勢田村	旭 村	藤里村
西外城田村	野中村	森生村	矢田村	沼水村	圓坐村	神園村	津 村
	田中村			上 村	北中村	楠部村	一字田村
				二見町	鹿海村	江 村	三津村
				濱郷村	點瀬村	神田久志本村	田尻村
				御園村	高向村	長屋村	新開村
				豐濱村	磯 村	野依村	檜原村
				北濱村	有瀧村	村松村	東大淀村
				有田村	湯田村	新 村	井倉村
							長更村

大杉谷村 岩井村 檜原村 久豆村 大杉村
 度會 郡

新町村名 舊 町村名

宇治山田町	宇治館村	同今在家村	同中ノ切町	同浦田町	四郷村	北中村	楠部村	一字田村	朝熊村
同櫻木町	同中ノ町	同古市町	同久世戸町	二見町	松下村	江 村	三津村	山田原村	
山田倭町	同尾上町	同岡本町	同岩淵町	濱郷村	溝口村	莊 村	西 村	今一色村	
同吹上町	同河崎町	同船江町	同一ノ木町	一色村	神田久志本村	田尻村	通 村		
同豐川町	同田中世古町	同宮後町	同 同	御園村	高向村	長屋村	新開村	王中島村	
一志久保町	同大世古町	同會彌町	同八	豐濱村	磯 村	野依村	檜原村	土路西條村	
日市場町	同下中ノ郷町	同常磐町	同浦	北濱村	有瀧村	村松村	東大淀村	柏 村	
口町	同二俣町	同辻久留町	同中島町	有田村	湯田村	新 村	井倉村	長更村	
同宮川町	同宮川町								
神社町	神社港	竹夕鼻村	小木村						
馬瀬村									
大湊町	大 湊								
田丸町	田丸町	佐田町	下田邊村						
			上田邊村						

第三編 地方制度 第二章 市町村

東外城田村	東原村	蚊野村	野篠村	矢野村	吉津村	村山村	神前村	河内村	樋柄浦
積良村	山神村	田宮寺村	勝田村	勝田村	鶴倉村	東宮村	奈屋浦	費浦	樋柄浦
城田村	上地村	中須村	川端村	富岡村	中島村	道方村	大江村	道行籠	阿曾浦
下外城田村	宮古村	岡出村	富岡村	小社會根村	大方籠	道方村	大江村	道行籠	阿曾浦
栗野村	山岡村	中角村	岩出村	岩出村	一之瀬村	南中村	川上村	臨出村	市場村
晝田村	大野木村	柳橋村	牧戸村	小川郷村	和井野村	小萩村	柳村	火打石村	日向村
内城田村	葛原村	大久保村	立岡村	龍川村	栗原村	五夕町村	中ノ郷村	川口村	伊勢路村
平生村	當津村	田間村	上久具村	下久具村	穂原村	押淵村	始神村	齋田村	
中川村	長原村	阪井村	麻加江村	田口村	南海村	迫間浦	相賀浦	礫浦	
注連指村	野原村	野添村	金輪村	永會村	五夕所村	船越村	中津濱浦	五夕所浦	切原村
七保村	打見村	神原村	野後村	阿曾村	飯滿村	飯滿村	中津濱浦	五夕所浦	切原村
温原村	三瀬川村	船木村	野後村	阿曾村	宿田曾村	宿田曾村	田曾浦		

神原村 泉村 神津佐村 下津浦村 木谷村
 栗木廣 檜山村

上野村 木興村ノ内 字清水川ノ内 反別三反七畝十四歩
 字池ヘリノ内 反別一反六畝一步
 小田村ノ内 字新町裏ノ内 反別五反九畝二十五歩 字山ノ下ノ内 反別三反二畝
 二十歩
 木興村 久米村 淺宇田村 四十九村

新町村名	舊町村名	同幸坂町	同馬苦勞町
上野町	上野西ノ丸	同丸之内	同丸之内
同西町	同向島町	同中町	同東町
同清水町	同福居町	同徳居町	同小玉町
同魚町	同三ノ西町	同紺屋町	同相生町
同忍町	同愛宕町	同萬町	同鐵砲町
同池町	同西日南町	同東日南町	同桑町
同美惠須町	同農人町	同赤坂町	同支蕃町
同車坂町	同田端町	同裏町	同寺町
同新町	同片原町	同鍛冶町	
上野市街地ノ内	字居坂町	同字壽町	同字宮ノ腰
同字幸町	同字新地ノ内	反別一町六反六畝一七歩	
同字新屋敷ノ内	反別三畝四歩六合一七歩		
五合四夕	同字新屋敷ノ内	反別三畝四歩六合一七歩	

柏崎村 柏野村 崎村
 島津村 新桑籠 柳橋籠 古和浦 朽木籠
 小方籠 方坐浦
 吉津村 村山村 神前村 河内村
 鶴倉村 東宮村 奈屋浦 費浦 樋柄浦
 中島村 道方村 大江村 道行籠 阿曾浦
 大方籠
 一之瀬村 南中村 川上村 臨出村 市場村
 和井野村 小萩村 柳村
 小川郷村 駒夕野村 小川村 火打石村 日向村
 栗原村 五夕町村 中ノ郷村 川口村
 穂原村 押淵村 始神村 齋田村 伊勢路村
 南海村 迫間浦 相賀浦 礫浦
 五夕所村 船越村 中津濱浦 五夕所浦 切原村
 飯滿村 飯滿村 中津濱浦 五夕所浦 切原村
 宿田曾村 宿田曾村 田曾浦
 上野村 木興村ノ内 字清水川ノ内 反別三反七畝十四歩
 字池ヘリノ内 反別一反六畝一步
 小田村ノ内 字新町裏ノ内 反別五反九畝二十五歩 字山ノ下ノ内 反別三反二畝
 二十歩
 木興村 久米村 淺宇田村 四十九村
 小田村 上野市街ノ内 字上之平 同字西之平 同字万町ノ内 反別一町
 内 三反九畝七歩二合六夕 同字新屋敷ノ内 反別一町八
 内 反二十三歩四合六夕 同字新地ノ内 反別四反三畝
 三步三合一夕
 上野村ノ内 字上之平 同字西之平
 花之木村 下之庄村 法花村 大野木村
 長田村 長田村 朝屋村
 丸柱村 丸柱村 比曾河内村 音羽村

第三編 地方制度 第二章 市町村

新居村	西山村	波野田村	東村	中村	鳳凰寺村	千戸村	眞泥村
府中村	外山村	佐那具村	千歳村	一ノ宮村	炊村	甲野村	
印代村	服部村	山神村	土橋村	布引村	川北村	廣瀬村	奥馬野村
西條村	東條村	坂ノ下村		坂下村			中馬野村
三田村	三田村	大谷村	野間村	阿波村	上阿波村	猿野村	富永村
中瀬村	西明寺村	荒木村	寺田村	友生村	喰代村	高山村	蓮池村
羽根村			高畑村	界外村		中友生村	下友生村
河合村	馬田村	田中村	馬場村	川合村			
石川村	波數野村	千貝村	圓徳院村	多賀郡			
玉瀧村	玉瀧村	内保村	榎山村	新町村名	舊町村名		
韮田村	上友田村	小杉村	東湯舟村	名張町名	張	夏秋村	大屋戸村
中友田村		下友田村	西湯舟村	藏持村	藏持村		短野村
東栢植村	上栢植村	野村	中栢植村	上村	下三谷村	萬原村	萬生村
西栢植村	下栢植村	愛田村	新堂村	栢岡村	家野村	西田原村	八幡村
御代村	柏野村				葛尼村	黑田村	結馬村
壬生野村	川東村	山畑村	川西村	西之澤村	安部田村	黒田村	結馬村
山田村	平田村	畑村	富岡村	出後村	矢川村	上三谷村	龍口村
					丈六村	長登村	櫻村
							柏原村

第三編 地方制度 第二章 市町村

箕曲村	夏見村	中村	瀨古口村	青蓮寺村	依那古村	沖村	依那具村	市部村	才良村
比奈知村	下比奈知村	上比奈知村	瀧ノ原村	長瀬村	比自岐村	比自岐村	岡渡村	摺見村	
國津村	神屋村	奈垣村	布生村	長瀬村	猪田村	猪田村	山出村	上ノ庄村	笠部村
種生村	種生村	高尾村	老川村	川上村	花垣村	予野村	大瀧村	桂村	治田村
矢持村	腰山村	奥鹿野村	福川村	諸木村	白樫村				
霧生村					志摩郡				
上津村	伊勢地村	瀧村	妙樂寺村	勝地村	新町村名	舊町村名			
北山村					鳥羽町	鳥羽町	小濱村	堅神村	
阿保町	阿保村	柏尾村	岡田村	寺脇村	答志村	答志村			
別府村		羽根村			桃取村	桃取村			
神戸村	上神戸村	下神戸村	古郡村	比士村	菅島村	菅島村			
上林村		柳川村			神島村	坂手村			
美濃波多村	新田村	東田原村	中村	下小波田村	鶴方村	鶴方村			
上小波田村					神明村	神明浦			
古山村	藏繩手村	菖蒲池村	湯屋谷村	界外村	鏡浦村	浦村	石鏡村		

西山村 赤木村 長尾村 平谷村 小森村
 神川村 花知村 大井村 長井村 尾川村
 赤倉村 粉所村 長原村 神上村
 柳谷村
 五郷村 和田村 寺谷村 湯谷村 桃崎村
 大井谷村
 飛島村 大又村 小又村 小阪村 佐渡村
 野口村 神山村

●市役所町村役場ノ位置

(明治二十二年三月二日) 縣令第十八號

(略ス)

來ル四月一日ヨリ縣内ニ市町村制ヲ施行スルニ付市役所及町村役場ノ位置左之通相定ム

津 市 役所位置 大字 西 町
 四日市市 大字 上新町
 宇治山田市 大字 岩淵町

桑名郡

町村名	役場位置	町村名	役場位置
桑名町	大字 吉津屋町	赤須賀村	大字 獵師町
城南村	大字 和泉	桑部村	大字 桑部
在良村	大字 蕪花寺	益生村	大字 本願寺
大山田村	大字 東方	深谷村	大字 上深谷部
野代村	大字 中須	古濱村	大字 力尾
古美村	大字 古野	多度村	大字 戸津
七取村	大字 福永	楠村	大字 下坂手
長島村	大字 長島	木曾岬村	外平喜新田
伊曾島村	大字 都羅新田		(三十九年告示二二五號改正)

員辨郡
 村名 役場位置 村名 役場位置
 久米村 大字 志知 大長村 大字 南大社
 梅戸井村 大字 門前 (大正一四年三月告示一二三號改正)
 三里村 大字 高柳 丹生川村 大字 丹生川久下
 石樽村 大字 石樽南字 西八幡 (三十九年告示三九五號改正)

三重郡

治田村	大字 東村	東藤原村	大字 下野尻
西藤原村	大字 大貝戸	白瀨村	大字 本郷
立田村	大字 篠立	中里村	大字 上相場
十社村	大字 畑毛	阿下喜村	大字 阿下喜
山郷村	大字 南中津原	笠田村	大字 笠田新田
大泉原村	大字 楚原	大泉村	大字 大泉
稻部村	大字 大木	神田村	大字 六把野新田
七和村	大字 芳ヶ崎		

町村名 役場位置

町村名 役場位置

鹽濱村	大字 鹽濱	楠村	大字 北五味塚
河原田村	大字 河原田	日永村	大字 日永
内部村	大字 采女	小山田村	大字 山田
水澤村	水澤村	四郷村	大字 西日野
川島村	大字 川島	常盤村	大字 中河原
神前村	大字 高角	櫻村	大字 櫻村
菰野村	大字 菰野	千種村	大字 千草

鈴鹿郡

鷺川原村	大字 下鷺川原	縣村	大字 赤木
三重村	大字 東部坂	海藏村	大字 末永
羽津村	羽津村	富田町	大字 東富田
富洲原町	大字 富田一色	川越村	大字 豊田一色
朝日村	大字 小向	大矢知村	大字 大矢知
八郷村	大字 平津	下野村	大字 中里
保々村	大字 中野	竹永村	大字 永井
朝上村	大字 田光		

町村名 役場位置

町村名 役場位置

龜山町	大字 東町	關町	大字 關中町
神邊村	大字 布氣	加太村	加太村
阪下村	大字 阪下	【榎尾村】	
晝生村	大字 中庄	國府村	大字 國府
井田川村	大字 小田	庄野村	大字 庄野
高津瀨村	大字 高宮	牧田村	大字 弓削岡田
石藥師村	大字 石藥師	久間田村	大字 下大久保

深伊澤村	大字伊船	樺村	大字山本
庄内村	大字三畑	川崎村	大字川崎
野登村	大字雨尾	白川村	大字白木

町村名	役場位置	町村名	役場位置
白子町	大字白子	稻生村	大字稻生
天名村	大字御蘭	合川村	大字三宅
榮村	大字秋永	上野村	大字上野
豊津村	豊津村	黒田村	大字北黒田
栗真村	大字中山	白塚村	白塚村
一身田村	大字一身田	大里村	大字窪田
高野尾村	中町(大正一三年告示二七七號改正)		
椋本村	椋本村	明村	大字林村
神戸村	大字十日市村	飯野村	大字西條
河曲村	大字河田	一ノ宮村	大字池田
箕田村	大字中箕村	玉垣村	大字玉垣
若松村	大字南若松		

安濃郡

町村名	役場位置	町村名	役場位置
新町	大字古河	藤水村	大字藤方
〔塔世村〕		榑形村	大字分所
神戸村	大字神戸	辰水村	大字家所
片田村	大字片田	高宮村	大字足阪
草生村	大字草生	安東村	大字長岡
長野村	大字北長野	明合村	大字栗加
安濃村	大字内多	安西村	大字北神山
村主村	大字川西	雲林院村	雲林院村
雲林院村	組合役場位置	雲林院村	雲林院村
河内村	組合役場位置		
一志郡			
町村名	役場位置	町村名	役場位置
久居町	大字東鷹山村	本村	大字本村
桃園村	大字新家	戸木村	戸木村
七栗村	大字庄田	稻葉村	稻葉村
榑原村	大字榑原	大三村	大字大三村

大井村	大字大井	川口村	川口村
倭村	大字中ノ村		
八ツ山村	組合役場位置	八ツ山村	大字八對野
家城村	大字南家城	竹原村	大字竹原
八知村	八知村	太郎生村	太郎生村
伊勢地村	大字石名原	八幡村	大字奥津
多氣村	大字上多氣	下之川村	下之川村
宇氣郷村	大字小原	波瀬村	波瀬村
中郷村	大字森本	豊地村	大字堀ノ内
川合村	大字八太	高岡村	大字高野
中川村	大字小川	豊田村	大字川北
中原村	大字田村	阿阪村	大字小阿阪
米ノ庄村	大字久米	松ヶ崎村	大字松崎浦
天白村	大字曾原	鶴村	大字笠松
小野江村	大字小野江	雲出村	大字本郷
高茶屋村	大字小森	矢野村	矢野村

町村名	役場位置	町村名	役場位置
松坂町	大字中町	港村	大字大平尾
鈴止村	大字西岸江	神戸村	大字垣鼻
花岡村	大字大黒田	松尾村	大字丹生寺
松江村	大字船江	伊勢寺村	大字深長
大河内村	大字大河内	茅廣江村	大字茅原
大石村	大字大石	柿野村	大字横野
彌見村	大字彌見	宮前村	大字宮前
川俣村	大字田引	森村	大字森村
波瀬村	大字波瀬	射和村	大字射和
神山村	〔四一年告示第八五號予以本村〕		
榑田村	〔廢止榑田村、射和村(合轄合併)〕		
西黒部村	大字西黒部	榑殿村	大字魚見
漕代村	大字早馬瀬		
多氣郡			
村名	役場位置	村名	役場位置
東黒部村	大字東黒部	下御絲村	大字南藤原

第三編 地方制度 第二章 市町村

大澁村 大字 大澁 上御絲村 大字 佐田
 明星村 大字 下有爾 齊宮村 大字 齊宮
 相可町 大字 正八年告示第一七五號改正 大字 相可
 西外城田村 大字 野中 佐奈村 大字 仁田
 津田村 大字 佐伯中 丹生村 丹生村
 五夕谷村 大字 朝柄
 川添村 大字 神瀨 大正一四年四月告示第一八四號改正
 三瀨谷村 大字 佐原 萩原村 大字 天夕瀨
 領内村 組合役場位置 領内村 大字 瀧谷
 大杉谷村

町村名 役場位置 町村名 役場位置
 神社町 大字 神社 大湊町 大湊町
 田丸町 大字 田丸町 宮本町 大字 前山
 沼木村 大字 上野 四郷村 大字 楠部
 二見町 大字 江村 字 鯉川 五百十五番地
 四一年告示第一三三號以予東見町下改正

濱郷村 大字 通 御園村 大字 王中島
 豐濱村 大字 土路西條 北濱村 大字 村松
 小俣村 小俣村 有田村 大字 長更
 東外城田村 大字 蚊野 城田村 大字 上地
 下外城田村 大字 小社會根 内城田村 大字 柳橋
 中川村 大字 麻加江 七保村 大字 野添
 瀧原村 大字 野後 柏崎村 大字 崎村
 大内山村 大内山村 島津村 大字 古和浦
 吉津村 大字 神前浦 鶴倉村 大字 費浦
 中島村 大字 道方 一之瀨村 大字 市場
 小川郷村 大字 中ノ郷 穂原村 大字 伊勢路
 南海村 大字 磯浦 五夕所村 大字 五夕所浦
 宿田曾村 大字 宿浦 神原村 大字 神津佐
 阿山郡

町村名 役場位置 町村名 役場位置
 上野町 大字 中町 小田村 大字 木興
 城南村 大字 木興 花之木村 大字 大野木

長田村 大字 長田 島夕原村 島夕原村
 丸柱村 大字 比曾河内 新居村 大字 西村
 府中村 大字 印代 三田村 大字 三田
 中瀨村 大字 西明寺 河合村 大字 馬場
 玉瀧村 大字 玉瀧 輒田村 大字 中友田
 東柘植村 大字 上柘植 西柘植村 大字 下柘植
 壬生野村 大字 川東 山田村 大字 平田
 布引村 大字 奥馬野 阿波村 大字 猿野
 友生村 大字 上友生

名賀郡 町村名 役場位置 町村名 役場位置
 名張町 名張町 藏持村 大字 藏持
 薦原村 大字 薦生 錦生村 大字 安部田
 瀧川村 大字 文六 箕曲村 大字 夏見
 比奈知村 大字 下比奈知 國津村 大字 神屋
 種生村 大字 種生 矢持村 大字 腰山
 上津村 大字 伊勢地 阿保村 大字 阿保

第三編 地方制度 第二章 市町村

神戶村 大字 上神戶 美濃波多村 大字 新田
 古山村 大字 藏繩手 依那古村 大字 沖村
 比自岐村 大字 比自岐 猪田村 大字 猪田
 花垣村 大字 予野
 志摩郡

町村名 役場位置 町村名 役場位置
 鳥羽町 大字 鳥羽町 合志村 合志村
 菅島村 菅島村
 神明村 字 里中 大正二四年五月告示第二二〇號改正
 桃取村 桃取村 鶴方村 鶴方村
 神島村 神島村 阪手村 阪手村
 鏡浦村 大字 浦村 加茂村 大字 岩倉
 長岡村 大字 相差 的矢村 大字 的矢
 安乘村 安乘村 國府村 國府村
 磯部村 大字 上之郷 鶴方村 大字 鶴方
 甲賀村 甲賀村 立神村 立神村
 志島村 志島村 名田村 名田村

町村名	役場位置	町村名	役場位置
北牟婁郡		北牟婁郡	
濱島町	大字濱島	御座村	御座村
越賀村	越賀村	和具村	和具村
布施田村	布施田村	片田村	片田村
船越村	船越村	波切村	波切村
南牟婁郡		南牟婁郡	
二郷村	二郷村	錦村	錦村
長島町	長島村	赤羽村	大字島原
船津村	大字中里	三野瀬村	大字海野
須賀利村	須賀利浦	桂城村	大字島勝浦
相賀村	大字相賀	引本村	大字引本村
尾鷲町	大字鷲尾南浦	九鬼村	大字九木浦
町村名	役場位置	町村名	役場位置
木本町	大字木本浦	泊村	大字大泊浦
北輪内村	大字三木里浦	南輪内村	大字音瀬浦

市役所町村役場ノ位置變更認可申請手續

(明治四十年十二月十三日)
(訓令甲第五十四號)

町村名	役場位置	町村名	役場位置
荒阪村	大字二木島浦	新鹿村	大字新鹿
有井村	大字井戸	神志山村	大字志原
市木村	大字下市木	阿田和村	大字阿田和
鶯殿村	鶯殿村	井田村	大字井田
御船村	大字鯛田	相野谷村	大字大里
尾呂志村	大字上野	入鹿村	大字板屋
上川村	大字楊枝	西山村	大字平谷
神川村	大字神上	五郷村	大字桃崎
飛鳥村	大字小阪		

市役所町村役場ノ位置變更スル爲其ノ認可ヲ申請スルトキハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

- 一 位置變更ニ關スル市會町村會ノ決議書及其ノ收支豫算
- 一 工事竣成豫定期限
- 一 土地及家屋ヲ借入ルモノニ在テハ借入期間
- 一 市町村ノ略圖

但シ大字名山河道路官公署學校人家等ノ所在或新舊市役所町村役場ノ位置及其ノ位置ト大字トノ距離ヲ表記スヘシ

市町村字名稱並區域變更ニ關スル手續

(明治四十三年四月二十二日)
(訓令甲第十三號)

附錄 大正四年九月訓令甲第一九號改正

郡	役所
市	役所
町	役場

明治二十六年訓令乙第六十一號ハ之ヲ廢止ス

第一條 市町村内ノ大字名及市内從來ノ町名ヲ改稱シ又ハ其ノ區域ノ變更ヲ要スルトキハ市町村會ノ決議ヲ經知事ノ許可ヲ受クヘシ

第二條 市町村ノ小字名ヲ改稱シ又ハ其ノ區域ノ變更ヲ要スルトキハ關係アル地主ノ意見ヲ聞キ市町村會ノ議決ヲ經知事ノ許可ヲ受クヘシ水面埋立地其ノ他新開地等新ニ字名稱ヲ付スルトキ亦同シ

第三條 前條ノ場合ニ於テ其ノ區域全部カ國有林野又ハ御料地ニ屬スルトキハ知事之ヲ處分シ其ノ區域カ民有地ニ跨ル場合ニ於テハ關係市町村會及地主ノ意見ヲ聞キ之ヲ處分ス

第四條 耕地整理施行ノ爲市町村内ノ大字若ハ字名稱ヲ改メ又ハ其ノ區域ノ變更ヲ要スルトキハ關係市町村會ノ意見ヲ聞キ知事之ヲ處分ス

第五條 市町村ノ境界ニ關スル等論ノ裁決及民事訴訟ノ判決ニ依リ字名ノ訂正又ハ其ノ區域ノ變更アリタルトキハ其決定附本ヲ添ヘ市參事會町村長ハ之ヲ知事ニ報告スヘシ

第三編 地方制度 第二章 市町村

第六條 本令ニ依ル許可申請ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

- 一 新舊區域ノ圖面
- 二 經費ヲ要スルモノハ其ノ概算書
- 三 議決若ハ意見書

第七條 第一條及第二條ノ申請ハ郡長ニ於テ事實ヲ調査シ之ニ意見ヲ添申スヘシ第三條及第四條ノ處分ハ知事ヨリ之ヲ關係市町村ニ通知スルモノトス

【参照】

明治十四年太政官達第八十三號、明治四十四年内務省訓令第二號

● 町村役場處務規程準則

(大正十一年六月十三日) 訓令甲第十八號

附則

大正十一年一月訓令甲第三五號改正

明治二十五年九月三號訓令甲第七十六號町村役場處務規程

郡 役 所
町 村 役 場

則左ノ通改正ス

四十七

町村役場處務規程

第一章 總 則

第一條 町村役場ノ事務ハ法令其ノ他別段ノ定メアルモノノ外本規程ニ依リ之ヲ處理ス

第二條 事務ハ總テ町村長ノ決裁ヲ經テ施行スヘシ町村長不在ナルトキハ助役之ヲ代決スヘシ

代決ヲ以テ施行シタル事項ハ町村長ノ出勤ヲ俟テ提出スヘシ但シ輕易ナル事項ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 文書ハ町村長又ハ役場名ヲ用フルヲ例トス

文書ハ町村長ノ許可ヲ經ルニ非サレハ之ヲ他人ニ示シ又ハ其ノ謄寫ヲ交付スルコトヲ得ス

第四條 執務時間ハ官廳ノ例ニ依ル

第二章 事務分擔

第五條 事務ヲ左ノ係ニ區分シ吏員ヲシテ分擔セシム

庶務 (庶務、社會、兵事、學務、衛生)
勸業 (勸業、地理、土木)

第八條 執務時間外及休日ニ收受スル文書ハ當直員ニ於テ前

二條ニ依リ取扱ヒ左ノ區別ニ依リ處理スヘシ

一、至急親展ハ直ニ其ノ宛名ニ送付スヘシ

一、電報又ハ至急ト記シタル文書ハ直ニ之ヲ處理スヘシ若

シ自ラ處理シ難キモノハ町村長ノ指揮ヲ受クヘシ

一、前各號以外ノ文書ハ執務時間開始後之ヲ係員ニ引繼ク

ヘシ

二 回議 回覽

第九條 文書ハ即日之ヲ處理スヘシ若シ即日處理シ難キトキ

ハ町村長ノ指揮ヲ受クヘシ

第十條 回議ハ第三樣式ニ依リ起案シ町村長ノ決裁ヲ受クヘ

シ但シ輕易ナル事件ハ第四樣式ノ印ヲ捺捺シ回議案ニ代フ

ルコトヲ得

第十一條 經由ニ止マル文書ハ文書收發簿處理要領欄ニ其ノ

要領ヲ記入シ町村長ノ決裁ヲ受クヘシ

前項ノ經由文書ニハ町村長欄外ニ認印又ハ奥書認印ヲ爲ス

ヘシ

會 計 (會計、稅務)

戶 籍 (戶籍、寄留)

第六條 事務ニシテ他ニ關係スルモノハ其ノ關係ノ重キ係ニ

於テ掌理シ其ノ決定シ難キモノハ町村長ノ定ムル所ニ依

ル

他ノ係ニ關係スル事件ハ互ニ合議シ異議アルトキハ面議商

量スヘシ

臨時必要ノ場合ハ擔當以外ノ事務ヲ處理セシメ又ハ特殊ノ

事務ヲ取扱ハシムルコトアルヘシ

第三章 文書ノ處理

一 收 受

第七條 役場ニ收受スル一切ノ文書ハ左ノ簿冊ニ登記シ受附

日付印ヲ捺捺シ番號ヲ記入シ町村長檢閱ノ上係員ニ配付シ

テ受領印ヲ徴スヘシ

文書收發簿(第一樣式)

親展文書電報受付簿(第一 式)

官報、公報、雜誌類受付簿(第二樣式ノ二)

第三編 地方制度 第二章 市町村

四十七

第三編 地方制度 第二章 市町村

四十八

第十二條 同覽ニ止マル文書ハ第四様式ノ印ヲ押捺シ町村長ノ決裁ヲ受クヘシ

第十三條 口頭申告ニ依ル事件ハ口頭申告簿(様式適宜)ニ其ノ要領ヲ記入シ之ニ捺印又ハ署名セシムヘシ

三 發 送

第十四條 決裁ヲ經タル文書ニシテ發送ヲ要スルモノハ淨寫校合シ文書收發簿ニ記入シタル上發送ノ手續ヲ爲スヘシ
條例、告示、諭告、達等ハ別ニ第九様式ノ番號簿ヲ設クヘシ

第十五條 使丁ヲ以テ送付スル文書ニシテ重要ナルモノハ送付簿(第五様式)ニ記入シ其ノ受領印ヲ受クヘシ

第十六條 執務時間外又ハ休日ニ於テ至急發送ヲ要スル文書ハ前數條ノ規定ニ依リ當直員ニ於テ之ヲ處理スヘシ

四 編綴及保管

第十七條 完結文書ハ別ニ定ムル部類ニ依リ各係ニ於テ第一種、第二種ニ區分編綴シ第一種ニ限リ冊首ニ目錄(第六様式)ヲ付シ翌年一月廿二日庶務係ニ引渡クヘシ

ヘシ

病氣引籠一週間ヲ超ユル者ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ届出ツヘシ爾後二週間ヲ超ユル者ニ亦同シ

役場所在地ヲ離レ療養セムトスル者ハ其ノ日限ヲ豫定シ行先地ヲ詳記シ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ町村長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十三條 父母ノ病氣看護又ハ莫參ノ爲請暇セムトスル者ハ其ノ日限ヲ豫定シ町村長ノ許可ヲ受クヘシ
其ノ役場所在地ヲ離ルル場合ハ行先地ヲ詳記スヘシ

私事旅行ヲ爲サムトスル者ハ其ノ事由、日限、行先地ヲ詳記シ町村長ノ許可ヲ受クヘシ但シ執務時間外又ハ休日ハ此ノ限ニ在ラス

第二十四條 助役以下ノ吏員忌服ニ丁ルトキハ其ノ死亡日及死亡者トノ續柄ヲ記シ届出ツヘシ

第二十五條 執務時間外及休日ト雖非常事件又ハ役場附近ニ被災等アル場合ハ即時參場スヘシ

第二十六條 出張ハ出張簿(第八様式)ニ依リ町村長ノ決裁ヲ受クヘシ

第三編 地方制度 第二章 市町村

第三編 地方制度 第二章 市町村

四十九

庶務係ハ文書整理(第七様式)ヲ調製シ簿冊類ヲ登記スヘシ

第十八條 保存期限ヲ經過シタル簿冊類ニシテ不用ト認メタルトキハ庶務係ニ於テ關係係ト協議シ町村長ノ決裁ヲ經テ廢棄ノ手續ヲ爲シ且其ノ文書中印章等他ニ使用ノ虞アルモノハ消印又ハ裁斷シ之ヲ會計係ニ引渡クヘシ

第十九條 法令及諸規則ハ政廳ノ部度各係ニ於テ之ヲ加除更訂ヲ爲スヘシ
庶務上ノ例規又ハ參考ト爲ルヘキ事項ハ各係ニ於テ編纂シ保存スヘシ

第二十條 處分中ノ文書ハ一定ノ書袋等ニ納メ當ニ其ノ所在ヲ明瞭ナラシムヘシ

第四章 服務心得

第二十一條 吏員出勤シタルトキハ自ラ出勤簿ニ捺印シタル後事務ニ服スヘシ若シ出勤時間マテニ出勤スルコト能ハサルトキハ其ノ旨届出ツヘシ

第二十二條 病氣其ノ他ノ事故ニ依リ出勤スルコト能ハサルトキハハ執務時間外ニ要セムトスルトキハ其ノ旨届出ツ

第二十七條 出張ヲ命セラレタル者ハ歸著ノ上運賃ナク口頭又ハ書面ヲ以テ復命スヘシ

第二十八條 吏員新ニ就職シタルトキハ五日以内ニ履歷書ヲ差出スヘシ

第五章 當直

第二十九條 退出時限後及休日ニハ當直(晝直、夜直)ヲ置キ吏員一名ヲ以テ之ニ充ツ但シ晝直ハ登廳時限ヨリ午後四時マテトス

臨時ノ職員ニハ當直ヲ爲サシムルコトヲ得ス

第三十條 當直ノ者臨時出張若ハ疾病ノ爲退場セムトスルトキハ次番ノ者ニ通知シ交代スヘシ

第三十一條 當直員ニ於テ取扱フヘキ事項左ノ如シ
一、第八條、第十六條ノ事務ヲ處理スルコト
二、印章及鍵ヲ保管スルコト
三、外來者ニ應接スルコト
四、場内一切ノ取締ニ關スルコト

第六章 雜 則

第六章 雜 則

第三編 地方制度 第二章 市町村

第三十二條 役場ニ日誌ヲ備ヘ執務時間内ニ於ケル重要ナル事項並當直員ノ職氏名、其ノ取扱ヒタル事務ノ要領、休日ニ執務セシ者、外來者ノ官職氏名及其ノ用務等ヲ記載シ町村長ノ檢認ヲ受クヘシ

附則

本規程ハ大正年月日ヨリ之ヲ施行ス

文書編綴部類

文書ノ編綴ハ左ノ部類ニ依ルヘシ

- 一、町村條例、規程綴
- 一、庶務ニ關スル綴
- 一、庶務統計綴
- 一、町村會ニ關スル綴
- 一、議員選舉ニ關スル綴（衆議院議員、縣會議員、郡會議員、町村會議員、區會議員ニ區分スルコト）
- 一、社會事務ニ關スル綴
- 一、社會事務統計綴
- 一、兵事ニ關スル綴

- 一、動員ニ關スル綴（機密書類、陸軍、海軍ニ區分スルコト）
- 一、馬匹ニ關スル綴
- 一、教育ニ關スル綴
- 一、教育統計綴
- 一、衛生ニ關スル綴
- 一、衛生統計綴
- 一、勸業ニ關スル綴
- 一、勸業統計綴
- 一、地理土木ニ關スル綴
- 一、土地ニ關スル願届綴
- 一、土地異動通知書綴
- 一、土地登記濟通知書綴
- 一、會計ニ關スル綴
- 一、稅務ニ關スル綴（國稅、縣稅、町村稅、區費ニ區分スルコト）
- 一、例規綴（各係ニ一冊トス但シ類別スルコトヲ得）

前項書類ノ編綴ハ之ヲ分チテ左ノ二種トス

- 一、第一種 永久保存ノ必要アルモノ
- 一、第二種 五年後ニ於テ廢棄シ得ルモノ

第一項ノ部類以外ニ編綴ヲ增加スルノ必要アルトキハ町村長

ノ決裁ヲ受クヘシ
 文書ハ曆年別ニ之ヲ編綴スルモノトス但シ紙數ノ寡少ナルモノハ此ノ限ニ在ラス
 會計ニ屬スル編綴ハ年度區分ニ依ルコトヲ得

第一様式

文書收發簿

（用紙半紙）

受領者印	年月日	番號	發送又ハ先	件名	處理要領
發	大正 年 月 日	一	何 某	何々 願	(長) 月 日 郡役所へ進達 (係)
發	大正 年 月 日	二	何 郡役所	何々 許可申請	(長) 月 日 郡役所ヨリ照會返戻 (係) 月 日 郡役所へ回答 (係) 月 日 郡役所ヨリ許可書著 (係)

第三編 地方制度 第二章 市町村

第六様式

目録

(用紙半紙罫紙)

年	月	日	番	號	件	名	丁
大正	年	月	日				數

第七様式

文書臺帳

(用紙半紙罫紙)

年	號	編	綴	部	類	冊	數	摘	要
年	何	何	何	何	何			何々ノ事由ニ依リ	年 月 日 廢棄(長)(保)
年	何	何	何	何	何			何々ノ事由ニ依リ	年 月 日 廢棄(長)(保)
年	何	何	何	何	何			何々ノ事由ニ依リ	年 月 日 廢棄(長)(保)
年	何	何	何	何	何			何々ノ事由ニ依リ	年 月 日 廢棄(長)(保)
年	何	何	何	何	何			何々ノ事由ニ依リ	年 月 日 廢棄(長)(保)
年	何	何	何	何	何			何々ノ事由ニ依リ	年 月 日 廢棄(長)(保)
年	何	何	何	何	何			何々ノ事由ニ依リ	年 月 日 廢棄(長)(保)
年	何	何	何	何	何			何々ノ事由ニ依リ	年 月 日 廢棄(長)(保)
年	何	何	何	何	何			何々ノ事由ニ依リ	年 月 日 廢棄(長)(保)

備考

一、本簿ハ綴ト帳簿トヲ區分スヘシ

第八様式

出張簿

(用紙半紙)

町村 長印	出張地名	出張用件	豫定日數	出發月日 歸著月日	出張者 職氏名印	摘	要	役收 印入
				月 日 月 日			何々ノ理由ニ依リ何日追認(長)	

備考

一、出張ヲ命セムトスルトキハ町村長ハ自ラ本簿ニ登記スヘシ

第九様式

條例、告示、諭告、指令、達番號簿

(用紙半紙罫紙)

年	月	日	番	號	件	名

備考

一、本簿ハ條例、告示、諭告、達ノ各口座ヲ設ケ各別ニ番號ヲ付シ其ノ頭字ヲ冠スルモノトス

第三編 地方制度 第二章 市町村

● 郡市町村其ノ他事務報告例

(大正元年十二月二日)
訓令甲第六號

沿道 大正五年七月訓令甲第二號改正

郡	役	所	
市	役	所	
町	村	役	場

明治三十一年九月三重縣訓令甲第八十號郡市町村其ノ他事務報告例左ノ通改正ス

郡市町村其ノ他事務報告例

- 第一條 左ノ事項ハ市町村長ヨリ即時監督官廳ニ報告スヘシ
 - 一 市制第二十二條町村制第十九條ノ告示
 - 二 市制第三十七條第一項町村制第三十四條第一項ニ依リ議員ヲ補充シタルトキハ其ノ顛末
 - 三 市會、町村會ノ招集、會議ノ事件及期日但シ會期ヲ定メタルトキハ其ノ會期
 - 四、市會、町村會ニ於ケル選舉、議決、決定及諸報告事項

但シ再議ニ附シ再選舉ヲ行ヒ又ハ其ノ執行ヲ停止シタルトキハ其ノ顛末

- 五 市町村有給吏員ノ進退並名譽職吏員及議員ノ退職
 - 六 市役所、町村役場處務規程
 - 七 市町村吏員ノ懲戒處分
 - 八 市制第六十七條第一號ニ依ル議決事項
 - 九 市制第九十一條第一項ニ依ル議決事項
 - 十 市制第九十二條第一項、町村制第七十六條第一項ニ依ル專決事項
 - 十一 市制第四百一十一條、町村制第二百一十一條ニ依ル出納臨時檢査ノ顛末
 - 十二 市制第七十七條第二項、同第三百三十條第三項ニ依ル異議ノ決定
- 第二條 左ノ事項ハ水利組合管理者ヨリ即時監督官廳ニ報告スヘシ
- 一 組合會議員選舉會場、投票ノ日時及議員數ノ告示
 - 二 組合會議員當選ヲ辭シ又ハ得票數ノ査定ヲ誤リ若ハ被

選舉權ヲ有セザル爲當選無效ト確定シタルニ因リ次點者ヲ以テ補充シタルトキハ其ノ顛末

- 三 組合會ノ招集、會議ノ事件及期日但シ會期ヲ定メタルトキハ其ノ會期
 - 四 組合會ノ議決、選舉、決定及諸報告事項但シ再議ニ附シ再選舉ヲ行ヒ又ハ其ノ執行ヲ停止シタルトキハ其ノ顛末
 - 五 組合有給吏員ノ進退並名譽職吏員及議員ノ退職
 - 六 組合吏員ノ懲戒處分
 - 七 水利組合法第四十一條ニ依ル專決事項
- 第三條 左ノ事項ハ郡長ヨリ即時知事ニ報告スヘシ
- 一 町村長、助役ノ退職並收入役、副收入役又ハ收入役代理者ノ進退
 - 二 收入役、副收入役不認可ノ顛末
 - 三 町村長又ハ助役ニ收入役事務兼掌許可
 - 四 町村制第七十四條第三項ニ依リ議決、選舉ヲ取消シ又ハ同條第六項ニ依リ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ顛末

第三編 地方制度 第二章 市町村

- 五 町村制第七十五條第一項乃至第三項ノ指揮ヲ爲シタルトキハ其ノ顛末
- 六 町村制第四百一十一條第二項ノ命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ顛末
- 七 町村制第四百十三條第一項第二項ノ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ顛末
- 八 町村制第四百四十四條ニ依リ臨時代理者ヲ選任シ又ハ職務管掌ノ官吏ヲ派遣シタルトキハ其ノ顛末
- 九 町村吏員ノ懲戒處分
- 十 水利組合法第二十條第三項ノ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ顛末
- 十一 水利組合法第三十九條第一項、第二項及第四項ノ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ顛末
- 十二 水利組合法第七十四條ノ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ顛末
- 十三 水利組合法第七十六條第一項第二項ノ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ顛末

第三編 地方制度 第二章 市町村

- 十四 水利組合法第八十一條ニ依ル懲戒處方
- 十五 水利組合法ニ基キ爲シタル訴訟ノ裁決
- 【十六 郡會議員ノ選舉區、投票ヲ行フヘキ日時及議員數ノ告示】
- 【十七 郡會議員選舉ノ狀況】
- 【十八 郡制第二十五條但書ニ依リ郡會議員ヲ補充シタルトキハ其ノ顛末】
- 【十九 郡會ニ於ケル議決、選舉及諸報告事項但シ再議ニ附シ又ハ議決若ハ選舉ヲ取消シタルトキハ其ノ顛末】
- 【二十 郡參事會ニ於ケル異議ノ決定又ハ訴訟ノ裁決】
- 【二十一 郡制第五十六條第一號第二號ニ依ル議決事項】
- 【二十二 郡制第五十七條ニ依リ出納検査ヲ行ヒタルトキハ其ノ顛末】
- 【二十三 郡制第七十一條ニ依リ郡會ノ停會ヲ命シタルトキハ其ノ顛末】
- 【二十四 郡制第七十三條ニ依ル專決事項】
- 【二十五 郡金庫事務取扱ヲ爲スヘキ銀行ヲ定メタルトキハ

其ノ銀行名

第四條 前各號ニ定ムルモノヲ除ク外事件ノ重大ナルモノ又ハ異例ニ互ルモノハ其ノ都度町村及町村長管理ノ水利組合ニ在リテハ町村長ヨリ郡長ニ報告シ、郡市及郡市長管理ノ水利組合ニ在リテハ郡市長ヨリ知事ニ報告スヘシ

第五條 本報告例ハ市町村組合、市町村學校組合並市町村内ノ區ノ事務ニ之ヲ準用ス

市町村行政ニ關シ即時報告事項

(大正十四年五月二十六日) 訓令甲第十四號

郡 役 所
市 役 所
町 村 役 場

大正元年九月三縣訓令甲第二號市町村行政ニ關シ即時報告事項左ノ通知改正公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

市町村行政ニ關スル左ノ事項由郡長ニ於テ設定ノ許可ヲ爲シタルモノヲ除キ即時當廳ニ報告スヘシ但シ町村ニ於テハ郡長

設計書並設計圖

公園編入地調査地圖

民有地ヲ編入セントスルモノハ地主ノ承諾書經費豫算決議書

町村巡視規程

(明治二十五年九月九日) 訓令甲第七十三號

明治三一年九月訓令甲第七六號、三六年一月同第二號改正

郡 役 所
町 村 役 場

町村巡視規定左ノ通相定ム

町村巡視規程

- 第一條 郡長ハ少クモ毎年一回以上部内各町村ヲ巡視スヘシ但隨時郡書記ヲ派遣シテ巡視セシムルコトアルヘシ
- 第二條 巡視スヘキ事項左ノ如シ
- 一 町村内全體ノ狀況

- ヲ經由スヘシ
- 一、特別税、使用料、手数料、加入金並之ニ關スル條例ノ廢止
- 二、常設委員ニ關スル條例ノ廢止
- 三、前號以外ノ町村條例ノ廢止
- 四、市町村條例ノ消滅

● 郡市町村ニ於テ公園ヲ設置變更又ハ廢止ノ場合許可ヲ受クヘキ件 (明治四十年一月八日) 訓令甲第一號

郡 市 役 所
町 村 役 場

郡市町村ニ於テ公園ヲ設置シ變更シ又ハ廢止スル場合ハ自今當廳ノ許可ヲ受クヘシ

新設變更ニ關スル申請ニハ左ノ書類ヲ添付シ尙社寺境内其ノ他官有地ヲ編入セントスルモノハ同時ニ使用若ハ讓受ニ關スル申請書ヲ差出スヘシ

第三編 地方制度 第二章 市町村

六十四

第六條 印章ヲ亡失シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ
 印鑑ノ届出ヲ爲シタル者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタル
 トキハ其ノ死亡又ハ失踪届出義務者ハ其ノ事實ヲ知りタル
 日ヨリ十日以内ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ
 印鑑ノ届出ヲ爲シタル者其ノ氏名住所又ハ本籍地ヲ變更シ
 タルトキハ二十日以内ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ
 第七條 前條第一項第二項ノ届出アリタルトキハ之ヲ印鑑臺
 帳ヨリ除キ別帳簿ニ貼付シ保存スヘシ
 印鑑臺帳ハ届出人住所地ノ大字毎ニ口座ヲ設ケ調製スヘシ
 但シ土地ノ狀況ニ依リ届出人氏名ノ頭字ヲ以テいろは別ニ
 口座ヲ設ケルコトヲ得
 印鑑臺帳ニハ各口座毎ニ進行番號ヲ附スヘシ
 第八條 印鑑ノ證明ヲ受ケムトスルトキハ本人ハ市役所又ハ
 印鑑證明書式
 寸法適宜 用紙質雁皮

印鑑	郡市町村大字番地	氏名
		生年月日
		市町村長 氏名

町村役場ニ出頭シ所定ノ印鑑用紙ノ交付ヲ受ケ之ニ印章ヲ
 押捺提出シテ請求スヘシ
 前項ノ場合ニ於テ本人出頭スルコト能ハサルトキハ書面ニ
 其ノ旨ヲ記載シ請求スルコトヲ得
 附則
 第九條 本令ハ大正七年十一月一日ヨリ施行ス
 第十條 明治八年天第九九號印鑑取締規則ハ之ヲ廢止ス
市町村長印鑑證明書式
 (大正三年二月二十七日)
 (訓令甲第四號)

上段ノ印鑑相違ナキコトヲ證ス	郡役所
年 月 日	市役所
市町村長 氏名	町村役場
名 印	

第二款 吏員

●市町村吏員忌服並旅行ニ關スル

件 (大正元年十二月二日)
 (訓令甲第二十二號)

附則 大正一〇年一月訓令甲第二五號改正

郡 役 所
 市 役 所
 町 村 役 場

市町村吏員忌服並旅行ニ關スル件左ノ通定ム
 市町村吏員忌服並旅行ニ關スル件
 第一條 市町村長忌服ニ丁ルトキハ市長ハ知事ニ町村長ハ郡
 長ニ届出ツヘシ
 除服ハ市長ニ在リテハ知事、町村長ニ在リテハ郡長、助役
 以下吏員ニ在リテハ市町村長ニ於テ之ヲ達スルモノトス
 第二條 市町村長ニシテ日數十日以上ニ渉ル旅行ヲ爲サムト
 スルトキハ出發前第一次監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ其ノ日

第三編 地方制度 第二章 市町村

六十五

數九日ヲ超エサルモノハ出發前旅行先、事由並月日ヲ届出
 ツヘシ
 但シ左記各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 一、法律命令ノ規定又ハ監督官廳ノ命令ニ依ルトキ
 一、縣會、郡會、參事會、郡參事會、水利組合會ノ招集
 ニ應スルトキ
 一、裁判所ノ召喚ニ應スルトキ
 一、休暇又ハ祭日ニ旅行スルトキ
 一、旅行日數三日ヲ超エサルトキ
 助役以下吏員ノ旅行ニ關シテハ市町村長ニ於テ取締ノ方法
 ヲ設ケヘシ
 第三條 市町村長故障ゾル場合ニ於テ市町村長代理助役ノ除
 服及旅行ニ關シテハ前二條ノ規定ヲ適用ス
 附則
 明治三十五年三重縣訓令甲第五十三號ハ之ヲ廢止ス

市町村吏員事務引繼規則

(大正十一年六月十三日訓令甲第十九號)

郡	役	所	
市	役	所	
町	村	役	場

市町村吏員事務引繼規程左ノ通定ム

市町村吏員事務引繼規程

- 第一條 市町村吏員ノ事務引繼ハ明治四十四年九月内務省令第十七號ニ依ルノ外本規程ニ依ルヘシ
- 第二條 事務ノ引繼ヲ爲サムトスルトキハ豫メ其ノ期日ヲ定メ市町村長ヨリ第一次監督官廳ニ報告スヘシ
- 第三條 郡長ハ郡書記ヲシテ事務引繼ニ立會ハシメ其ノ引繼事項ヲ監督セシムヘシ若シ之ニ立會フコト能ハサル場合ニ於テハ事務引繼了後十日以内ニ於テ其ノ狀況ヲ監督セシムヘシ但シ分掌事務アル市町村ノ助役又ハ町村區長ノ事務引繼ニ付テハ監督ヲ省略スルコトヲ得

第四條 收入役更迭ノ場合ニ於テ明治四十四年九月内務省令第十七號第三條ノ期間内ニ引繼ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ具シ第一次監督官廳ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ規定又ハ明治四十四年九月内務省令第十七號第一條第三項、第二條第五條及第六條ノ規定ニ依リ期間内ニ引繼ヲ了スルコト能ハサル場合ニ於テ許可ヲ受ケムトスルトキハ更ニ引繼ヲ爲スヘキ期日ヲ定メ引繼ヲ爲ス者及引繼ヲ受クル者連署シテ申請スヘシ

第五條 左ニ掲クル事項ハ市町村長ヨリ即時第一次監督官廳ニ報告スヘシ

- 一、引繼ヲ爲ス者又ハ引繼ヲ受クル者其ノ引繼ヲ拒ミタルトキ
- 二、故ナク引繼ヲ遷延シタル爲市町村長ニ於テ期日ヲ指定シ催告ヲ爲シタルトキ又ハ催告ヲ爲スモ之ニ應セサルトキ
- 三、引繼ヲ了シタルトキ但シ郡書記ノ立會ヒタル引繼ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附則

第十二條 本規程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第十三條 明治二十五年九月三重縣訓令甲第七十七號市町村吏員事務受渡規程ハ之ヲ廢止ス

市町村吏員獎勵規程

(明治四十五年一月十二日告示第十三號)

大正十一年二月告示第六二號改正

市町村吏員獎勵規程左ノ通定ム

市町村吏員獎勵規程

- 第一條 市町村吏員ニシテ左記ニ該當スル者ハ別表ニ依リ獎勵金ヲ下付ス
 - 一 勤續十年以上ニ及ヒ忠實事ニ從ヒ勞效顯著ナル者
 - 二 勤續三年以上ニ及ヒ勵精恪勤克ク擔當ノ事務ヲ整理シ新職ノ模範タルヘキ者
- 第二條 本規程ニ依リ獎勵金ノ下付ヲ受ケタル者ニシテ爾後三年ヲ經過シ引續キ成績優良ナル者ハ更ニ前條ニ依リ獎勵

- 第六條 明治四十四年九月内務省令第十七號第七條ノ催告ハ七日以内ニ於テ其ノ期日ヲ指定スヘシ
- 第七條 引繼ヲ爲ス者死去シ又ハ其ノ所在不明ナルトキハ市町村長ニ在リテハ助役、收入役ニ在リテハ收入役代理者、其ノ他ノ場合ニ在リテハ市町村長ニ於テ引繼書ヲ調製シ後任者就職ノ日ヨリ十日以内ニ引繼クヘシ
- 第八條 引繼ハ退職ノ日ノ現在ニ依ルヘシ但シ一時引繼ヲ受ケタル者ヨリ後任者ニ引繼ヲ爲ス場合ハ後任者就職ノ日ノ現在ニ依ル
- 第九條 收入役ノ引繼ニハ市町村長之ニ立會フヘシ
- 第九條 引繼中法令ニ違背シ又ハ故障アリテ引繼了シ難キトキハ市町村長ヨリ第一次監督官廳ニ報告スヘシ
- 第十條 明治四十四年九月内務省令第十七號ニ規定セサル市町村吏員ノ事務引繼ニ關スル手續ハ市町村長之ヲ定メ第一次監督官廳ニ報告スヘシ
- 第十一條 本規程ハ市町村組合又ハ町村組合ノ吏員ニ之ヲ準用ス

金ヲ下付ス

第三條 郡市長ハ前二條ノ該當者ヲ調査シ毎年三月三十一日

(別表)

限リ知事ニ具申スヘシ

職名	十五年未滿勤續者	十五年以上勤續者	二十年以上勤續者
市町村長、市助役、市收入役	六拾圓以内	八拾圓以内	百圓以内
町村助役、町村收入役、市主事、市技師	四拾圓以内	六拾圓以内	八拾圓以内
其ノ他ノ吏員	參拾圓以内	四拾圓以内	六拾圓以内

第三款 財務

●市役所町村役場ニ設備セル地租其他國稅ニ關スル帳簿整備方

(明治二十五年八月五日) 訓令甲第六十六號

郡市役所 町村役場

市役所町村役場ニ設備セル地租其他國稅ニ關スル帳簿ハ租稅徵收ノ基礎ニシテ之ヲ整理完全ナラシムルハ市町村ノ事務上最モ緊要ノ事項ニ有之土地臺帳及名寄帳調製ノ手續ハ明治十八年乙第四號ヲ以テ戶長役場ニ訓示シ當時之ヲ整備セリト雖モ爾後加除訂正等整理其宜シキヲ得サルトキハ徵稅ノ手續ニ紛雜ヲ生シ竟ニ徵稅令書ト徵稅簿總額ト符合セサルノミナラズ民有地ノ異動ニ關シ種々錯雜ノ弊ヲ來スノ虞有之ニ付土地臺帳名寄帳其他國稅ニ關スル諸帳簿ハ時々訂正ノ手續ヲ完了シ毎ニ精確ナラシムルヲ要ス依テ今後ハ所轄(直間稅分署員)

●地租制限外課稅及特別稅新設等ノ許可稟請ニ關スル件

(明治二十四年一月十六日) 訓令甲第六號

市役所 町村役場

地租制限超過ノ課稅及特別稅新設等ノ許可ヲ乞フハ其年度以前ニ在ルカ又ハ其年度内ニ於テ實際收支シ得ヘキ見込ナル場合ニ在ルトキハ勿論ニ候處往々年度尾ニ迫リ或ハ年度經過ノ後伺出候者有之右ハ新制度施行創始ノ際不得已義ニ付特ニ許可相成候得共現ニ收支ニ差支ヲ生スヘキ時日ニ於テ許可ヲ乞フカ如キハ不都合ノ義ニ候條自今深ク注意ヲ加ヘ臨時非常ニ屬スル經費ノ爲地租制限ヲ超過スル等ノ場合ヲ除クノ外可成前年度若クハ其年度ノ始メニ於テ速ニ進達スヘシ

ナシテ臨時巡視シ之ヲ調査セシムルコトアルヘシ

●地租制限外課税及特別税新設等 ニ關スル件

(明治二十六年四月七日)
(訓令甲第二十五號)

郡 役 所

地租制限超過ノ課税及特別税新設等ノ許可ヲ請フモノハ前年
度若ハ其ノ年度ノ始メニ於テ進達可致旨明治二十四年(一月)
訓令甲第六號ヲ以テ訓令候處其ノ年度ニ於テ徵收スヘキモノ
ヲ年度末ニ至リ稟請シ又ハ豫算決議後數十日ヲ經過シ稟請ス
ルモノ往々有之不都合ニ候條自今町村制(第七條)ニ依リ訓
令ニシテ町村制(第六十六條)ニ依リ許可ヲ請フ
モノハ豫算決議後速ニ稟請候様注意スヘシ
但シ災害其ノ他豫知ス可カラサル場合ニ於テ臨時收支ヲ要
スルトキハ時日ヲ遷サス追加豫算ヲ議決シ稟請セシムヘシ

●市町村附加税賦課徵收規程

(大正十一年六月二十七日)
(訓令甲第二十一號)

〔沿革〕 大正一四年三月訓令甲第五號改正

郡 役 所
市 役 所
町 村 役 場

明治四十年三月三重縣訓令甲第八號市町村附加税賦課徵收規程
準則左ノ通改正ス

市町村附加税賦課徵收規程

第一章 總 則

第一條 附加税ハ左ニ掲クル本税ニ對シ各本條ノ規定ニ依リ
之ヲ賦課徵收ス

國 稅

地租、所得税(第二種ノ所得税ヲ除ク)營業税、礦業税、取
引所營業税

縣 稅

戶數割、營業税、雜種税

新ニ納税義務ノ發生シタルモノニ對シテハ法令中別段ノ規
定アル場合ヲ除クノ外其ノ發生ノ月ヨリ、納税義務ノ消滅
シタルモノニ對シテハ其ノ消滅ノ月マテ月割ヲ以テ其ノ時
時賦課徵收ス但シ他市町村ニ於テ賦課ヲ受ケタルモノニ對
シテハ其ノ賦課ナキ部分ニノミ賦課ス

國稅、縣稅ノ隨時徵收ニ係ルモノ及本稅額ノ歩合ノ協定ヲ
要スルニ因リ本稅ト同時ニ徵收スルコトヲ得サルモノハ其
ノ時々賦課徵收ス

第二條 附加税ノ賦課額ハ賦課後ハ之ヲ減額シ若ハ既納ノ稅
金ヲ還付セス但シ本稅ヲ減シ若ハ下戻サレタル場合ハ此ノ
限ニ在ラス

第三條 附加税ノ賦課率告示後本稅ノ賦課率ヲ追加セラルル
コトアルモノニ對シテハ附加税ヲ賦課セス

第四條 附加税ノ賦課率ヲ増加シタル場合ニ於テ其ノ告示年
度開始前ナルトキハ其ノ年度ノ賦課率ニ合算シテ賦課徵收
ス

第三編 地方制度 第二章 市町村

前項ノ場合ニ於テ其ノ告示年度開始後ナルトキハ其ノ日ニ
現在スルモノ及其ノ後ニ於テ納税義務ノ發生スルモノニ對
シ之ヲ賦課徵收ス

前項賦課徵收ノ方法ハ其ノ時々之ヲ定ム

第五條 附加税ノ賦課率ヲ減シタル場合ニ於ケル下戻及ハ賦
課徵收ノ方法ハ其ノ時々之ヲ定ム

第六條 税金ノ遺脱ヲ發見シタルトキハ其ノ時々賦課追徵ス

第二章 國稅附加税

第七條 地租附加税ハ四月一日及十月一日現在ニ於ケル本稅
額ニ課率ノ半額ヲ賦課シ前期ハ四月三十日限、後期ハ十月
三十一日限之ヲ徵收ス

第八條 第三種ノ所得税附加税及營業税附加税ハ各本稅ノ納
期毎ニ其ノ納額ニ課率ノ全額ヲ賦課シ本稅ト同時ニ之ヲ徵
收ス

第一種ノ所得税附加税ハ法人ノ事業年度毎ニ其ノ本稅納額
ニ課率ノ全額ヲ賦課徵收ス

第九條 礦業税附加税及取引所營業税附加税ハ各本稅ノ納期

納期日ヲ過キ完納セサルモノノ市町村税賦課總額ニ對スル歩合	金額
督促令狀ヲ發付シタル者ノ納期日ヲ過キ完納セサル者ニ對スル歩合	人員
	員額

考

- 一、市町村税賦課總額ハ納期內完納ノ町村ト雖其ノ税額及人員ヲ併算スルコト
- 一、財産差押ヲ爲シタルモノニハ督促令狀ヲ發付セスシテ財産差押ヲ爲シタルモノヲモ掲クルコト
- 一、缺損ニ歸シタルモノノ内ニハ税金處分費ヲ償フニ足ルヘキ見込ナキ爲處分ノ執行ヲ停止シタルモノヲモ掲クルコト
- 一、人員ノ計算方ハ各欄共各納期毎ニ各別ニ計算スルコト
- 一、未完結ノモノニ付テハ其ノ事由、町村別金額ヲ備考ニ説明スルコト
- 一、本表中ノ歩合ハ百分比例ヲ以テシ單位以下ノ小數ハ四捨五入ヲ爲シ二位ニ止ム

●市税及町村税ノ延滞金割合ニ關スル件

(大正九年六月十一日) (縣令第四十二號)

大正二年八月三重縣令第二十九號市税及町村税ノ滞納アリタル場合ニ於テ徵收スヘキ延滞金ノ割合ニ關スル件左ノ通改正ス

大正九年五月勅令第六十八號第一條ニ依リ市税及町村税ノ滞納アリタル場合ニ於テ徵收スヘキ延滞金ノ割合ハ税金額百圓ニ付一日金四錢トス同令第五條ノ規定ニ依リ徵收義務者ノ拂込金ニ關シ滞納アリタル場合ニ於ケル延滞金ノ割合亦同シ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●市町村出納検査ニ關スル件

(明治四十一年六月十六日) (訓令甲第三十四號)

市町村出納ニ關シ市制(第一百一條)及町村制(第一百一條)ノ例月検査並臨時検査ヲ執行シタルトキハ現金受拂簿總括ノ部ニ其ノ旨ヲ明記シ市町村長若ハ其ノ代理者之ニ認印スヘシ

明治三十八年三重縣訓令甲第五十號ハ之ヲ廢止ス

●市町村其他公共團體負債報告ノ件

(明治四十四年四月二十一日) (訓令甲第十八號)

大正元年一二月訓令甲第七號、一四年五月同第一二號改正

郡 役 所
市 役 所
町 村 役 場

市町村其ノ他地方公共團體負債ニ關シ左ノ事項ハ即時當廳ニ

第三編 地方制度 第二章 市町村

備考

- 一 利子計算期間年月日ノ欄ニハ日歩計算ノ場合ニハ何年何月何日ヨリ何年何月何日マテ日數何日分ト記載シ年歩計算ハ何年何月ヨリ何年何月ニ至ル六ヶ月分ト記載スルコト
- 二 繰上償還ニ係ルモノハ其ノ旨備考ニ記載スヘシ若シ之カ爲メ次年度以降償還年次表ヲ變更シタルトキハ其ノ報告ヲ添付スルコト
- 三 起債ノ目的ニ種類以上ニ涉リ其ノ種類毎ニ償還額ヲ區分セサルモノニアリテハ第一號表備考(三)ノ例ニ準シ各種別ノ償還額ヲ算出シ記載スルコト

市町村財務ニ關スル帳簿様式

(明治四十五年二月二十六日)
訓令甲第七號

大正二年五月訓令甲第一二號、九年一二月同第
四四號改正

郡 役 所
市 役 所
町 村 役 場

- 市町村歳入出枚金錢物品取扱順序ハ之ヲ廢止ス
- 第一條 市町村ノ收支整理ノ爲調製スヘキ諸帳簿書類ハ左ノ様式ニ據ルヘシ
 - 市町村長ハ必要ニ應シ別ニ補助簿ヲ設クルコトヲ得
 - 市町村稅徵收簿 第一號様式ノ一
 - 夫役現品徵收簿 第一號様式ノ二
 - 稅外諸收納簿 第二號様式ノ三
 - 市町村稅徵收額整理簿 第一號様式ノ四
 - 授業料徵收簿 第一號様式ノ五
 - 徵稅令書 第二號様式ノ一

市町村財務ニ關スル帳簿類様式左ノ通定ム
本令ハ明治四十五年度分ヨリ之ヲ施行ス

納額告知書

納付書

夫役現品受領票

收入命令書

過誤納金拂戻命令書

滞納額調査簿

支出命令書

豫算流用豫備費充用命令書

物品購入人夫雇入簿

郵便切手受拂簿

公借金臺帳

基本財産臺帳

備品臺帳

シ

歳入出計算簿

現金出納簿

第三編 地方制度 第二章 市町村

收入日計表

第三條 收入役ハ市町村ノ收入ヲ受領シタルトキ左ノ様式ニ依ル日付印ヲ捺捺スヘシ



圓 徑
八 分

第四條 市町村組合及水利組合ノ收支ニ付テモ本令ヲ準用ス

第十六號様式

何 稅 徵 收 簿

明治何年度
縣 稅 地 租 割 戶 數 割
市(町)(村)稅 地 價 割 戶 別 割
(又ハ何々)



某 市(町) 村

賦 課 一 覽											
加 追			期 後			期 前					
備 考	納 期	令書發付年月日	課 率	備 考	納 期	令書發付年月日	課 率	備 考	納 期	令書發付年月日	課 率
											宅地 其他
											宅地 其他
											戶 數 割
											戶 別 割

番 號	前 期		後 期		納 人
	地 租 割 戸 數	割 地 租 割 戸 數	地 租 割 戸 數	割 地 租 割 戸 數	
一	縣 稅	市(町)稅	備 考	計	何 某
	領收日付印				
二	縣 稅	市(町)稅	備 考	計	何 某
	宅、其他				
三	縣 稅	市(町)稅	備 考	計	何 某
	何市町村大字何々				
四	縣 稅	市(町)稅	備 考	計	何 某
	納稅管理人				
五	縣 稅	市(町)稅	備 考	計	何 某
	何				

備考

- 一 番號ハ市町村内ヲ通シテ進行番號ヲ附スルモノトス但シ大字コトニ番號ヲ區別スルコトヲ得
- 二 各大字コトニ作製スル場合ニハ大字名ヲ記シタル見出ヲ附シ又ハ大字コトニ別冊ト爲スモ妨ケナシ
- 三 市ニ於テハ地租割戸數割各別ニ調製スルモ妨ケナシ
- 四 地租地價割ノ課稅標準並賦課額更正ノ事由、滯納等ニ關スル事項ハ備考ニ附記スルコト
- 五 徵稅令書ハ割印ヲ省キ領收日附印ヲ金額欄内ニ押捺スルモノトス

國稅營業稅、同賣藥營業稅附加稅徵收簿

番 號	前 期		後 期		納 人
	地 租 割 戸 數	割 地 租 割 戸 數	地 租 割 戸 數	割 地 租 割 戸 數	
一	縣 稅	市(町)稅	備 考	計	何 某
	領收日付印				
二	縣 稅	市(町)稅	備 考	計	何 某
	宅、其他				
三	縣 稅	市(町)稅	備 考	計	何 某
	何市町村大字何々				
四	縣 稅	市(町)稅	備 考	計	何 某
	納稅管理人				
五	縣 稅	市(町)稅	備 考	計	何 某
	何				

雑種税、同附加税徴收簿（年税ノ分）

期後	期前	期後	期前	期後	期前	期後	期前	期後	期前	期後	期前	番号
												分區
												料理屋
												飲食店
												船税
												車税
												漁業税
												自轉車税
												畜犬税
												乘馬税
												人理髮
												何々
												計
												市(町)村)税
												合計
												納人

備考

一、本簿ハ一市町村内ニ於ケル同一人ニ屬スル各種ノ税額ヲ合計シ之ニ市町村税ヲ附加シ本税ト同時ニ徴收スルモノトス但シ同一人ニ屬スル税目多數ニ互リ合一スルコトヲ不便ナリトスル場合ハ別帳ニテ整理スルモ妨ケナシ

月税並附加税徴收簿

第	號	(何々)	業	名	何	納税管理人	某	何	某	縣	市(町村)	縣	市(町村)	縣	市(町村)	備	計	考
										税	税	税	税	税	税	考	考	考
										分	月	二	分	月	八	分	月	四
										分	月	一	分	月	九	分	月	五
										分	月	二	分	月	十	分	月	六
										分	月	三	分	月	一	分	月	七

備考

- 一 月税ハ徵收簿ヲ一冊トシ業名コトニ口別ヲ爲スコト
 - 二 領收日付印ハ税額欄ニ押捺スルモノトス
- 第一號様式ノ二

明治何年度

夫役現品徵收簿

某市(町村)

賦課一覽

一人夫	何人	一人何程	此ノ換算金額何程
二 蕙	何枚	一枚何程	此ノ換算金額何程
三 空 俵	何枚	一枚何程	此ノ換算金額何程
直接市(町村)税總額		何程	直接市(町村)税百圓ニ付人夫何人何分蕙何枚何分 空俵何枚何分
徵稅令書發付	明治	年月日	
納期日	同	年月日	
夫役現品差出場所	何	所	

第三編 地方制度 第二章 市町村

- 三 隨時徴收ニ屬スルモノハ省略スルコトヲ得
 - 四 縣稅納付ノ場合ニ於テハ納付書ノ別符ニ「納付ノ爲支拂ヲ命ス」ト記入シ市町村長印スルモノトス
- 第一號様式ノ五

明治何年度

授業料徴收簿

某市(町村)

授業料徴收簿

番號	授業料額	領收日付印									摘要	兒童名 保護者名	
		四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月			

備考

一 各月コトニ市町村稅徴收額整理簿ノ例ニ依リ整理簿ヲ設ク本簿ノ末尾ニ添付スルモノトス

第三編 地方制度 第二章 市町村

符
計金何程
納期 明治何年何月何日

(注意)
納人ハ此ノ令狀ニ現金ヲ添ヘ收入役ニ差出シ領收日付印ノ押捺ヲ受クテ納稅義務ヲ了ルモノトス
賦課率(縣稅地租壹圓ニ付何程
市(町村)稅地租壹圓ニ付何程

備考

- 一 納人ヨリ税金ノ納付ヲ受ケタルトキハ相當欄ニ日付印ヲ押捺シ且甲乙切離ノ個所ニ割印ヲ爲シ乙號ハ納人ニ返付シ甲號ハ收入證憑書類トシテ整理ス
- 二 用紙ノ寸法ハ概ネ美濃半裁形トシ營業稅雜種稅ノ如キ一人ニテ多種目ニ涉ル場合ト雖モ一葉ノ令書ニ併記スルコト但シ稅目ニ依リ徵收簿ヲ別冊ト爲ストキハ令書ヲ分別スルコトヲ得

第二號様式ノ二

甲號		乙號	
第 號	何	第 號	何
明治何年度	市(町村)收入	明治何年度	市(町村)收入
一金何程	何々	使用料手数料	堤塘使用料
右明治何年何月何日限何市(町村)收入役ニ納付スヘシ		某納	
明治年月日		何市(町村)長 氏 名 圖	
印付日收領			

別

一金何程 何々

符 納期 明治何年何月何日

(注意) 納人ハ此ノ告知書ニ現金ヲ添ヘ收入役ニ差出シ領收日付印ノ押捺ヲ受ケテ納入義務ヲ了ルモノトス

備考

一 徵稅令書備考第一項ヲ準用ス

二 納額告知書ハ納人ニ對シ豫メ科目、金額、納期ヲ告知スルコトヲ要スルモノニ限り發付スルモノトス

印付日收領

百

第二號様式ノ三

甲號		乙號	
第 號	何	第 號	何
明治何年度	市(町村)收入	明治何年度	市(町村)收入
財產賣拂代	不動産賣拂代	財產賣拂代	不動産賣拂代
一金何程	何々	右明治何年何月何日限何市(町村)收入役ニ納付スヘシ	
		明治年月日	
		何市(町村)長 氏	名 翔
			印付日收領

別

一金 何 程 何 々

右納付候也

明治 年 月 日

何

某 印

印付日收領

備考

- 一 納付書ニヨリ拂込ヲ爲ス場合ニハ乙號ニ拂込人ノ氏名ヲ記シ捺印セシムルモノトス 其ノ他徵稅令書備考第一項ヲ準用ス
- 但シ甲號ヲ納人ニ交付シ乙號ヲ保存スヘキモノトス
- 二 納額告知書備考第二項ヲ適用ス

第三號様式

夫役現品受領票

表面

夫 役 現 品 受 領 票

人 夫 何 人

右 明 治 年 月 日 受 領

何 某 納

工 事 監 督 員 印

第三編 地方制度 第二章 市町村

備考

- 一 番號ハ徵收簿ト同一ノ番號ヲ附シ徵收簿ノ搜索ニ便ナラシム
- 二 滯納者多數ナルトキハ徵收簿備考欄ニ本簿へ移記ノ旨記入シ爾後本簿ノミヲ以テ整理ヲナスコトヲ得
但シ徵收整理簿ノ記帳ハ之ヲ廢スル限リニアラス

第七號様式

種目	員數又ハ年月日	單價又ハ金額	計金又ハ氏名	明治 年 月 日 支出	明治 年 度 村 費 (某區費)	印付日濟帳記役入收
				市(町村)長(號)	(臨時)(款)	
一金何程	住 所	住 所	住 所	住 所	住 所	住 所
仕 譯 書	住 所	住 所	住 所	住 所	住 所	住 所
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名

債權者
領收ノ例

(右 領 收 候 也)

氏

名 印

備考

- 一 仕拂命令書請求書領收書ハ可成一紙トスルヲ便宜トスルモ遠隔ノ地ニ送金ヲ爲ス場合ハ別ニ領收證ヲ徵シ又様式ニ依ラサル請求書仕譯書ナルトキハ左ノ形式ニヨル仕拂命令印ヲ適宜ノ個所ニ押捺スルモノトス

支 拂 命 令
明 治 年 月 日
市 町 村 費 又 ハ 某 區 費
目 項 款
市(町村)長 主任

二 振貯貯金ニ依ル仕拂ハ郵便官署ノ領收證ヲ以テ正當債主ノ領收證ニ代用スルコトヲ得

第三編 地方制度 第二章 市町村

●市町村費收入支出計算報告ニ關スル件

(明治四十四年五月十六日)
(訓令甲第二十二號)

郡 役 所
市 役 所
町 村 役 場

市町村費收入支出計算報告ニ關スル件左ノ通相定ム
第一條 市町村收入役ハ毎月別紙様式ノ計算書ニ通テ調製シ
翌月五日限リ之ヲ市町村長ニ提出スヘシ

前項計算書ニハ支出ノ證據書類ヲ添付スヘシ其ノ證據書類ハ豫算科目順ニ整理シ款毎ニ金額並證據書類ノ丁數ヲ記シタル別紙ヲ添付シ編綴スルヲ要ス
第二條 市町村長ハ前條計算書ノ提出ヲ機トシ例月検査ヲ執行シ計算書ノ正確ナルヲ認メ證印ノ上毎月十日マテニ其一通ヲ市長ハ知事ニ町村長ハ郡長ニ報告スヘシ
第三條 市町村長ノ管理ニ屬スル町村組合町村學校組合水利組合及區ノ出納ニ付テモ前二條ノ規定ヲ適用ス
附 則
本令ハ明治四十四年度ヨリ施行ス

某市町村明治何年度何月分收支計算書

科 目	收入之部		計 部	豫算残額	備 考
	前月迄ノ分	本月分			
財産ヨリ生スル收入					
雑 收 入					
何 々					

支出之部

科 目	支出之部		計 額	豫算残額	備 考
	前月迄ノ分	本月分			
市(町(村)税					
地 價 制					
營 業 制					
所 得 税 制					
何 々					
合 計					
市役所(役場)費					
會 議 費					
土 木 費					
教 育 費					
何 々					
經常費合計					
土 木 費					

何々							
臨時費合計							
總計							

收支差引金何程

現在保管高

金何程

銀行又ハ郵便預金高

金何程

現金保管高

右之通ニ候也

明治 年 月 日

右検査ヲ送ケ相違ナキコトヲ確認ス

明治 年 月 日

備考

- 一 収入ノ部支出ノ部ハ款毎ニ掲記シ市町村税ハ各自ヲ内譯ニ掲クルコト
- 二 豫算殘額ハ之ヲ墨書シ豫算超過額ハ之ヲ朱書スヘシ但シ歳出ノ部ニ於ケル超過額ハ豫備費充用ノ事由ヲ掲クルコト

某市(町村)收入役 氏 名印
某市(町村)長 氏 名印

第三章 水利組合

●水利組合條例施行ノ件

(明治二十三年十二月二十六日)
(縣令第六十號)

明治二十四年一月一日ヨリ本縣下ニ水利組合條例ヲ施行ス

●水利組合ノ歳入歳出豫算及決算
様式

(明治四十二年三月二十三日)
(訓令甲第十三號)

附則 大正二年二月訓令甲第三五號、一三年七月同
第一七號改正

郡 役 所
市 役 所

水利組合ノ歳入歳出豫算及決算ハ別紙様式ニ從ヒ之ヲ調製シ
通常豫算ハ其ノ年五月十日決算ハ翌々年五月十日限報告スヘ
シ

明治何年度普通水利組合(水害豫防組合)
歳入歳出豫算

役 所 名

科	目	豫算額
一組	合費	
地	別割	
地	價割	
何	々々	
一夫	役	
一現	品	
一	財產ヨリ生スル收入	
	土地ノ收入	
	家屋ノ收入	
	現金及有價證券ノ收入	
	何々ノ收入	

一國庫補助金	
一縣稅補助金	
一郡費補助金	
一寄附金	
一公債	
一雜收入	
一前年度繰越金	
一何々	
總計	

科	經常費	目	豫算額
一管理費			
一會議費			

一事業費	
一警備費	
一公債費	
一諸稅及負擔	
一財產蓄積費	
一財產管理費	
一組合費取扱費	
一雜支出	
一何々	
一豫備費	
合計	

科	臨時費	目	豫算額
一何々			

明治何年度普通水利組合(水害豫防組合)
歳入歳出決算

歳入 役所名

科	目	豫算額	實收入額
		圓	圓
總計			

備考

- 一 通常豫算ハ豫算式ニ示ス所ノ順序ニ依リ通常會ニ於テ議決シタル金額ヲ掲記スルモノトス
- 二 通常會ニテ議決シタル追加豫算ハ通常豫算ニ合算スヘシ
- 三 通常豫算表報告ニハ水利組合數並組合區域内ニ於ケル最近年末現在ノ總人口總戶數及組合員數ヲ適宜附記スヘシ

科	目	豫算額	實支出額
		圓	圓
合計			
科	臨時費	目	豫算額

但シ目下保管中ノ分ハ此ノ際目錄ヲ製シ郡役所ヘ差出スヘシ

● 歸化人及本邦人ノ養子又ハ入夫トナリタル元外國人ノ名稱更改等許可ノ節報告方

(明治三十三年八月二十四日)
(訓令甲第七十七號)

郡市役所

歸化人及本邦人ノ養子又ハ入夫トナリタル元外國人ノ名稱更改又ハ假名字ノ稱呼ヲ漢字ニ變更スルヲ許可シタルトキハ其ノ新舊名稱及改稱ヲ要スル事由並改稱許可ノ年月日ヲ記シ其ノ都度報告スヘシ

但シ從來既ニ許可シタルモノハ此ノ際報告スヘキモノトス

● 公益法人取締規程

(大正七年九月十日)
(縣令第四十一號)

公益法人取締規程左ノ通定ム

公益法人取締規程

- 第一條 本規程ニ於テ公益法人ト稱スルハ民法第三十四條及民法施行法第十九條ニ依ルモノヲ謂フ
- 第二條 公益法人ハ其ノ設立登記ヲ了シタル日ヨリ十日以内ニ左ノ事項ヲ當廳ニ届出ツヘシ第二號及第三號ノ事項ヲ變更シタルトキ亦同シ
 - 一 登記ヲ了シタル日
 - 二 登記ヲ爲シタル事項
 - 三 一定ノ場所ニ於テ事業ヲ施行スルモノニ在リテハ其ノ位置
 - 四 設立以前既ニ爲シタル事業アルトキハ其ノ種類及功程
 - 五 財産目錄
 - 六 社團法人ニ在リテハ社員ノ員數
- 孤兒、遺兒其ノ他父又ハ母ニ於テ親權ヲ行ヒ難キ情況ニアル未成年者ヲ教育スル法人ニシテ前項ノ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ理事ノ履歷書ヲ添付スヘシ新ニ理事ヲ置キ若ハ之ヲ變更シタル場合亦同シ

第三條 本縣外ニ於テ設立ノ認可ヲ受ケタル公益法人ニシテ新ニ本縣内ニ事務所ヲ設置シ若ハ事業ヲ開始シタルモノハ第二條第一項ノ事項ニ併テ定款若ハ寄附行爲及主タル事務所ノ所在地ヲ届出ツヘシ

第四條 公益法人ハ左ノ事項ヲ其ノ都度當廳ニ届出ツヘシ

- 一 定款又ハ寄附行爲以外ノ諸規程
- 二 總會ノ議決事件
- 三 財産目錄
- 四 理事以外ニ役員ヲ設ケタルトキハ其ノ職名及住所氏名並其ノ異動

第五條 一定ノ場所ヲ設ケ老幼疾病者不具癡疾者窮民不具少年若ハ免囚等ヲ救済スルヲ以テ目的トスル法人ニ就テハ感化救濟事業取締規程第七條及第八條ノ規程ヲ適用ス

第六條 公益法人ハ每事業年度歳入歳出豫算及決算ヲ調製シ豫算ハ決定後十日以内ニ決算ハ年度終了後一月以内ニ當廳ニ届出ツヘシ豫算ヲ追加更正シタルトキ亦同シ
決算ヲ届出ツルトキハ併テ左ノ事項ヲ届出ツヘシ

- 一 法人ノ目的タル事業ノ狀況
- 二 前年度中ニ於ケル處務ノ要件
- 三 社團法人ニ在リテハ年度末現在社員ノ員數
- 第七條 本令ニ依ル届出事項中他ノ法令又ハ指令ニ依リ別ニ主務官廳ノ許可ヲ受ケヘキモノ及報告スヘキ事項ハ更ニ届出ツルトキ要セス

第八條 公益法人ノ設立其ノ他ニ關シ主務大臣又ハ當廳ニ提出スヘキ書類ハ總テ其ノ主タル事務所所在地ノ市役所又ハ町村役場及郡役所ヲ經由スヘシ但シ主務大臣ノ許可ヲ申請スル場合ハ總テ申請書三通ヲ提出スルコトヲ要ス

附則

- 第九條 本令ハ大正七年九月十日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十條 本令施行ノ際現ニ存スル公益法人ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第二條第一項第四條第一號及第四號ノ事項ヲ當廳ニ届出ツヘシ

第四編

感化、恤救及社會事業

目次

第四編 感化、恤救及社會事業

第一章 感化

○感化法施行ノ件	明四一	告示	三五七	一
○感化法第五條第十二條ニ依リ出願手續	明四一	告示	四五四	一
○三重縣立國兒學園規則	明四一	縣令	一〇一	一
○三重縣立國兒學園規則ニ關スル手續	明四一	訓令甲	七一	三
○感化救濟事業取締規程	大七	縣令	四〇	四

第二章 恤救

○恤救規則	明八	地	九〇	七
○恤救出願人心得方	明八	地	一四七	七
○恩賜財團濟生會治療券交付順序	大元	告示	一五	八

目次 第四編 感化、恤救及社會事業 感化 恤救

目次 第四編 感化、恤救及社會事業 罹災救助

○恩賜財團濟生會處方箋ニ關スル件	大元	告示	二一
○戰時ニ於ケル恩賜財團濟生會救療ニ關スル件	大三	告示	三二〇
○軍事救護法施行細則	大六	縣令	三三
○軍事救護事務取扱ニ關スル件	大六	訓令甲	二二
○軍事救護法ニ依リ救護ヲ受ケル者ノ取扱方	大七	訓令甲	三

第三章 罹災救助

○罹災救助ニ關スル規程	大八	訓令甲	五
○三重縣罹災救助基金管理及支出ニ關スル規程	明三二	縣令	五三
○市町村罹災救助資金補助方法	明三九	縣令	八
○市町村罹災救助資金監督規程	明三九	縣令	一二
○市町村罹災救助資金補助請求手續	明三九	訓令甲	八

第四章 行旅病人及行旅死亡人取扱

○行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者ノ救護及取扱ニ關スル規程	明四一	縣令	七五
○北海道廳所屬行旅病人及行旅死亡人救護取扱ニ關スル手續	明三二	訓令甲	七九

第五章 社會事業

○社會事業調査會規程	大九	告示	二三九
○社會事業費補助規程	大九	縣令	七〇
○住宅組合法施行細則	大二〇	縣令	六六
○住宅組合法施行細則並帳簿様式	大二四	告示	一七五
○住宅組合法施行細則取扱手續	大二〇	訓令甲	二六
○方面委員設置規程	大一二	告示	二五八
○方面委員ヲ設置セシ市町村	大一二	告示	五〇六
○同上ノ件	大二三	告示	八二
○同上ノ件	大二三	告示	一二九
○部落細民ノ指導誘掖ニ關スル件	大八	訓令甲	一二

目次 第四編 感化、恤救及社會事業 行旅病人及行旅死亡人取扱 社會事業

第四編 感化恤救及社會事業

第一章 感化

●感化法施行ノ件

(明治四十一年九月一日)
告示第三百五十七號)

明治三十三年法律第三十七號ニ依リ明治四十一年十月一日ヨリ三重縣ニ感化法ヲ施行スルコトニ定メタリ

●感化法第五條及第十二條ニ依ル 出願手續

(明治四十一年十月二十七日)
告示第四百五十四號)

感化法第五條及第十二條ニ依ル出願手續左ノ通相定ム

第一條 感化法第五條第二號ニ依リ入園ヲ出願スルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル書類及戶籍謄本ヲ添附スヘシ

第四編 感化恤救及社會事業 第一章 感化

- 一 入園出願ノ事由
- 二 本人ノ經歷、操行及現在ノ境遇
- 三 親權者若ハ後見人ノ職業

第二條 感化法第五條第三號ニ依リ出願スルトキ決定書及戶籍謄本ヲ添附スヘシ

第三條 感化法第十二條ニ依ル願書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 退園出願ノ事由
 - 二 引取人ノ住所、氏名、職業
 - 三 退園後ニ於ケル監督ノ方法
- 第四條 願書ニハ市町村長及警察官署ヲ經由シテ差出スヘシ

●三重縣立國兒學園規則

(明治四十一年十月二十七日)
縣令第百一號)

三重縣立國兒學園規則內務大臣ノ認可ヲ得テ左ノ通相定ム

三重縣立國兒學園規則

第一條 三重縣立國兒學園ハ感化法第一條ニ依リ之ヲ設置ス

第四編 感化恤救及社會事業 第一章 感化

第二條 三重縣立國兒學園ニ左ノ職員ヲ置キ知事之ヲ任命ス

園長

教師

書記

保母

第三條 園長ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ園務ヲ掌理シ部下ノ職

員ヲ指揮監督ス

第四條 教師ハ園長ノ指揮ヲ承ケ在園者ノ感化教育ニ従事ス

第五條 書記ハ園長ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第六條 保母ハ園長ノ指揮ヲ承ケ教師ヲ補助シ兼テ在園者

ノ保護ニ従事ス

第七條 本園ニ囑託醫師ヲ置ク醫師ハ園長ノ指揮ヲ承ケ醫務

ニ従事ス

第八條 園長事故アルトキハ上席教師其ノ事務ヲ代理ス

第九條 入園命令ハ感化法第十條ニ依ル場合ニ於テハ具申テ

爲シタル行政廳ヲ經同法第五條第二號及第三號ニ該當スル

場合ニ於テハ其ノ出願人ヲ經之ヲ交付ス

假退園命令退園命令及復園命令ハ園長ヲ經之ヲ交付ス

第十條 園長ハ入園又ハ復園命令ノ通知ヲ受ケタルトキハ速

ニ引取ノ手續ヲ了シ之ヲ本人住所地市町村長ニ通知スヘシ

但シ必要ト認ムル場合ハ警察官吏ノ護送ヲ求ムルコトヲ得

第十一條 園長ハ假退園又ハ復園ヲ要スル者ト認メタルトキ

ハ知事ニ其申スヘシ

第十二條 假退園命令書ヲ交付セラレタルトキハ園長ハ其ノ

命令書ノ謄本ヲ添ヘ之ヲ本人居住地ノ所轄警察官署及市町

村長ニ通知スヘシ

第十三條 假退園者ノ保護者ハ毎月一回以上其ノ狀況ヲ園長

ニ報告スヘシ

第十四條 退園命令書ヲ交付セラレタルトキハ第十二條ノ例

ニ依リ之ヲ通知スヘシ

第十五條 入園者復園者及退園者假退園者ノ引取ニ要スル費

用ハ扶養義務者ノ負擔トス但シ事情已ムヲ得サルモノハ此

ノ限ニアラス

第十六條 在園者ニハ獨立自營ニ必要ナル教育ヲ施シ實業ヲ

別ニ之ヲ定ム

第二十三條 處務細則其ノ他園内ノ規定ハ知事ノ認可ヲ得テ

園長之ヲ定ム

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●三重縣立國兒學園規則ニ關スル手續

(明治四十一年十月二十七日訓令甲第七十一號)

明治四三年七月訓令甲第二七號改正

警察署 警察分署

市役所 町村役場

三重縣立國兒學園規則ニ關スル手續左ノ通相定ム

第一條 感化法第十條ニ該當スヘキ者ノ具申ハ本人ノ住所、

氏名、年齢、經歷、操行、家庭ノ狀況並現在ノ境遇ヲ調査

シ戶籍謄本其ノ他參考トナルヘキ書類ヲ送附スヘシ

第二條 警察官吏及市町村長ハ假退園者並其ノ保護者ノ狀況

練習セシメ女子ニハ家事裁縫等ヲ修習セシム

第十七條 在園者ニシテ作業ニ就ク者ニハ勤勞金ヲ給與スル

コトヲ得

第十八條 在園者ノ衣食療養其ノ他必要ナル費用ハ扶養義務

者ノ負擔トス但シ其ノ全部又ハ一部ヲ免除スヘキ事由アリ

ト認メタル場合ハ此ノ限ニアラス

第十九條 囑託醫ハ毎月一回以上在園者ノ健康診斷ヲ行フヘ

シ

第二十條 園長ニ於テ必要ト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコ

トヲ得

一 一日三時間以内晚眠ヲ爲サシメ若ハ特別ノ營務ニ服セ

シムルコト

二 五日以内晝夜一室ニ獨居セシムルコト

第二十一條 園長ハ帳簿ヲ備ヘ檢束及懲戒ヲ加ヘタル事由其

ノ程度並處分後ニ於ケル行狀其ノ他必要ナル事項ヲ登記ス

ヘシ

第二十二條 在園者ノ費用徵收ノ方法並會計ニ關スル規程ハ

第四編 感化恤救及社會事業 第一章 感化

三

第四編 感化恤救及社會事業 第一章 感化

ヲ視察シ必要ノ事項ハ之ヲ團長ニ通報スヘシ
假退團者ノ指定條件ニ違背シタルヲ認メタルトキハ之ヲ知
事ニ報告スヘシ

●感化救濟事業取締規程

(大正七年九月十日)
縣令第四十號

感化救濟事業取締規程左ノ通定ム

感化救濟事業取締規程

- 第一條 本規程ニ於テ救濟所ト稱スルハ何等ノ名義ヲ以テス
ルニ拘ラス私人ニ於テ一定ノ場所ヲ設ケ孤兒、遺兒、棄兒、
幼兒、子守、不更少年、盲啞者、浮浪者、無職業者若ハ免
囚者等ニ對シ育兒、養育、感化、職業ノ授與、紹介其ノ他
慈惠ノ趣意ヲ以テ救濟ヲ爲スヲ目的トスルモノヲ謂フ
- 第二條 救濟所ヲ設置セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ履歷書
救濟所用地及建物ノ圖面ヲ添ヘ當廳ノ認可ヲ受クヘシ
- 一 目的
二 名稱

四

- 三 位置
- 四 開始豫定ノ年月日
- 五 被救濟者ノ人員ヲ定メタルモノハ其ノ定員
- 六 存立時期又ハ閉鎖ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又
ハ事由
- 七 事業執行ノ方法
- 八 管理及維持ノ方法
- 九 事務員ノ資格及任免ニ關スル事項
- 一〇 數人共同シテ設立スルモノハ其ノ共同員ノ資格ノ得
喪ニ關スル事項
- 第三條 救濟所ニ於テ第二條第二號及第四號ノ事項ヲ變更ノ
又ハ救濟所ヲ廢止シタルトキハ其ノ都度之ヲ當廳ニ届出ツ
ヘシ
- 第四條 救濟所ニ於テ第二條第一號第三號及第五號乃至第十
號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ當廳ノ認
可ヲ受クヘシ
- 第五條 救濟所ニ於テ設立者ヲ増減シ若ハ之ヲ變更セムトス
ル事項

ルトキ又ハ設立者以外ニ代表者ヲ置キ若ハ之ヲ交迭セムト
スルトキハ新設立者又ハ新代表者ノ履歷書ヲ添付シ當廳ノ
認可ヲ受クヘシ

第六條 死亡其ノ他ノ事由ニ依リ設立者欠缺シタル場合ニ於
テハ其ノ事由ノ發生後十日以内ニ其ノ相續人ヨリ事業ノ承
繼者ヲ定メ其ノ者ノ履歷書ヲ添ヘ當廳ノ認可ヲ受クヘシ但
シ數人共同ノ事業ニ在リテハ他ノ設立者若ハ代表者ヨリ本
文ノ手續ヲ爲スヘシ

第七條 救濟所ニ於テハ被救濟者ノ名簿ヲ備ヘ左ノ事項ヲ登
録スヘシ

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 本籍地及族稱
- 四 戶主トノ續柄
- 五 收容ノ年月日理由(被救濟者ノ種別トモ)其ノ他本人ノ
身上ニ關スル事項
- 六 未成年者ニ關シテハ就學種痘及親權者若ハ後見人ニ關

第四編 感化恤救及社會事業 第一章 感化

第四編 感化恤救及社會事業 第一章 感化

第十條 救濟所ニ於テハ出納帳簿ヲ備ヘ金錢及物品ノ出納ヲ
明細ニ登錄スヘシ

第十一條 知事ハ何時ニテモ官吏、吏員ヲシテ救濟所ノ事業
及會計ヲ検査セシムルコトアルヘシ

第十二條 救濟所ニ於テ其ノ目的以外ノ行為若ハ不正ノ行為
ヲ爲シ又ハ設立認可ノ條件ニ違背シ其ノ他公益ヲ害スヘキ
行為アリト認ムルトキハ其ノ事業ノ改善若ハ停止ヲ命シ又
ハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第十三條 救濟所設置ノ認可ヲ與ヘタルトキハ其ノ目的、名
稱、位置、設立者若ハ代表者ノ氏名其ノ他必要ナル事項
ヲ、救濟所ノ事業ノ停止ヲ命シ若ハ認可ヲ取消シ又ハ解停
ノ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示ス告示事項ニ變更ア
リタルトキ亦同シ

第十四條 本規程ニ依リ提出スヘキ書類ハ總テ設立者又ハ代
表者若ハ相續人等ヨリ之ヲ提出スヘシ
前項ノ書類ハ總テ其ノ主タル事務所所在地ノ市役所又ハ町
村役場及郡役所ヲ經由スヘシ

第十五條 救濟所ニシテ他ノ法令ニ依リ設置スルモノ及自己
ノ業務ニ從事セシムル者ノ爲ニスルモノニハ本規程ヲ適用
セス

附則

第十六條 本規程ハ大正七年九月十日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 本規程施行ノ際現ニ救濟所ヲ設置セルモノハ本規
程施行ノ日ヨリ三十日以内ニ設立ノ年月日設立者及代表者
ノ履歷書並第二條ノ事項ヲ具シ當廳ニ届出ツヘシ

第十八條 一定ノ救濟所ヲ設ケサルモノト雖寄附金又ハ會員
其ノ他公衆ノ捐資ニ依リ第一條ニ掲ケル事業ヲ經營スルモ
ノニ對シテハ本規程ヲ適用ス

第二章 恤救

●恤救規則

(明治八年五月二十一日)
地第九十號達

區戸長用掛

濟貧恤救ハ人民相互ノ情誼ニ因テ其方法ヲ設ヘキ筈ニ候得共
目下難差置無告ノ窮民ハ左ノ規則ニ照シ救助セラルヘキ旨兼
テ御達相成候條若シ右等ノ者有之候ハ、實際薦ト取調可申出
候此旨布達候事

救恤規則

一 極貧ノ者獨身ニテ癩疾ニ罹リ產業ヲ營ム能ハサル者ニハ
一ケ年米壹石八斗ノ積ヲ以テ給與スヘシ

但獨身ニ非スト雖モ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ
其身癩疾ニ罹リ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ

一 同獨身ニテ七十年以上ノ者重病或ハ老衰シテ產業ヲ營ム
能ハサル者ニハ一ケ年米壹石八斗ノ積ヲ以テ給與スヘシ
但獨身ニ非スト雖モ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ

第四編 感化恤救及社會事業 第二章 恤救

●恤救出願人心得方

(明治八年九月七日)
地第四百四十七號

區戸長用掛

其身重病或老衰シテ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ
一 同獨身ニテ疾病ニ罹リ產業ヲ營ム能ハサル者ニハ一日米
(男ハ三合女ハ二合)ノ割ヲ以テ給與スヘシ
但獨身ニ非スト雖モ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ
其身病ニ罹リ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ
一 同獨身ニテ十三年以下ノ者ニハ一ケ年米七斗ノ積ヲ以テ
給與スヘシ
但獨身ニ非スト雖モ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ
其身窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ
一 救助米ハ該地前月ノ下米相場ヲ以テ石代下ケ渡スヘキ事

本年五月地第九十號ヲ以テ恤救規則達示候處中ニハ誤解ノ向
モ有之恤救不願出ニ態々貧民ヲ取調規則ニ照準シ差出候條ノ
分許多有之哉ニ被察候全體右規則達示ニ及候譯ハ固ヨリ恤救

規則ニ適當シ親族朋友組合近隣一町村ニテ精々救助ヲ加ヘ最
早救助ノ道ニ盡ク外ニ告クヘキ蒙故ナキ分ニ限り願出候ハ、
其節一人毎ニ右規則ニ照準シ且是迄營業生活ノ様子等精密調
査然ル後本人願書ニ其狀ヲ添ヘ可差出筋ニ候條此旨馬ト了解
シ一旦差出ノ向モ右ノ趣意ニ依リ更ニ取調差出候儀ト可相心
得此旨相違候事

●恩賜財團濟生會治療券交付順序

(大正元年八月七日)
告示第十五號

大正元年八月告示第二〇號、大正二年七月同第
二六六號、同年九月同第三一八號、九年一月同第一
一號改正

恩賜財團濟生會治療券交付順序左ノ通り定ム

恩賜財團濟生會治療券交付順序

第一條 治療券ノ交付ヲ受クヘキ者ハ縣下ノ住民ニシテ其ノ
疾患ニ際シ醫藥自ノ給スルコト能ハス又ハ扶養義務者ナク
若ハ之アルモ扶養スルノ力ナク治療ヲ爲スニ非サレハ他ニ

治療ノ途ナキ者ニ限ルモノトス

第二條 治療券ハ豫メ郡市長ニ配付ス
郡長ハ適宜之ヲ町村長ニ配付スヘシ

第三條 治療券ハ市町村長ニ於テ保管スヘシ但シ區域廣潤
ナル市町村ニ在リテハ便宜之ナ區長ニ分管セシムルコトヲ
得

市町村長ハ治療券交付簿ヲ備ヘ其ノ授與ヲ明ニシ又必要ニ
應シ市長ハ知事ニ町村長ハ郡長ニ其ノ増配付ヲ請求スヘシ

第四條 郡、市、町村長、區長、衛生組長及警察官吏ハ常ニ
部内住民ノ實況ニ注意シ若シ治療ヲ要スル患者アリト認ム
ルトキハ區長及衛生組長ニ在リテハ市町村長ニ稟議シ警察
官吏ニ在リテハ郡市長又ハ町村長ニ注意シテ治療券交付ノ
手續ヲ爲サシメ最寄醫師ノ治療ヲ受ケシムヘシ但シ第三條
第一項但書ニ依リ治療券ヲ保管スル區長ハ急ヲ要スル患者
ニ對シ直チニ之ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ連ニ
所轄市町村長ノ承認ヲ受ケヘシ

第五條 (削除)

第六條 治療券ヲ所持スル患者ノ診療ニ從フ醫師ハ診療中其
ノ治療券ヲ領置シ時々病狀經過投藥施術其ノ他必要ノ事項
ヲ記入スヘキモノトス

治療券ノ有効期限ハ一ヶ月トス但シ一ヶ月以内ト雖モ治療
シ又ハ死亡シ若ハ治療ヲ休止シ及醫師ヲ代フルコトアルコ
トニ其ノ效用ヲ終ルモノトス

第七條 前條ノ治療券ハ毎年ヲ二期ニ區分シ前期ハ七月ヨリ
十二月マテ後期ハ一月ヨリ六月マテトシ毎期用濟トナリタ
ル分ヲ取纏メ翌月十日マテニ當該醫師ヨリ所轄郡市役所ニ
回付スヘキモノトス

第八條 郡市長ハ前條回付ヲ受ケタル治療券ヲ調査シ前期分
ハ一月末日後期分ハ七月末日マテニ別表様式ニ依リ知事ニ
報告シ同時ニ郡市醫師會ニ通報スヘシ

同表ノ四 (同上)

年齡別	市		町		村	
	計	男	女	計	男	女
一歲迄						
一歲以上						
五歲以上						
十歲以上						
十五歲以上						
二十歲以上						
二十五歲以上						
三十歲以上						
三十五歲以上						
四十歲以上						
四十五歲以上						
五十歲以上						
五十五歲以上						
六十歲以上						
計						

同表ノ五 (同上)

職業別	市		町		村	
	計	男	女	計	男	女
一、農業						
二、工業						
三、商業						
四、雜業						
五、其他						
計						

一、救助ヲ受クルモノ									
二、無職又ハ不詳									
計									

備考

救助ヲ受クルモノ、職業ハ當該欄ニ掲記セス

●恩賜財團濟生會處方箋ニ關スル

件 (大正元年八月十六日)
(告示第二十一號)

恩賜財團濟生會處方箋ニ關スル件左ノ通定ム

恩賜財團濟生會處方箋ニ關スル件

第一條 恩賜財團濟生會治療券交付順序(以下單ニ順)第一條該當ノ患者ニ對シ市町村長ハ時宜ニヨリ處方箋用紙ヲ交付シ醫師ノ診察ヲ受ケ最寄藥劑師ノ調劑ヲ求メシムヘシ
前項調劑ノ求ヲ受ケタル藥劑師ハ該處方箋ヲ領置シ調劑ノ都度必要ノ事項ヲ記入スヘシ

第二條 前條處方箋ニシテ其ノ效用ヲ終リタルモノハ三重縣

藥劑師會ニ於テ之ヲ取纏メ順序第七條ノ例ニ依リ縣廳ニ同付スヘシ

(表)

恩賜財團濟生會處方箋	
患者	市町村 番地 屋敷
年月日生	
右要	日間持長
處方大正 年 月 日	
醫師	

(裏)

調劑	
月日	種類及員數
計	計
實價	價
調劑錄第 號	本箋接受大正 年 月 日
市町村 藥劑師	
水	散
何	何
日分	日分
器	器
容	計
計	
恩賜財團濟生會處方箋	治療所
取扱所	大正 年 月 日交付

本箋を本會委託の藥劑師に持參する者は無料にて調劑を受くることを得

●戰時ニ於ケル恩賜財團濟生會救療ニ關スル件

(大正三年十月二十日)
告示第三百二十號

戰時ニ於ケル恩賜財團濟生會救療ニ關スル件左ノ通之ヲ定ム
第一條 縣下ノ住民ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ大正元年八月三重縣告示第十五號及第二十一號ノ手續ニ依リ治療若ハ調劑ヲ受クルコトヲ得

一 出征充員其ノ他ノ召集ニ應シタル下士兵卒雇傭人等ノ家族又ハ遺族ニシテ疾患ニ罹リ醫藥ヲ自給スル能ハサル者

二 外國貿易杜絶ノ爲輸出品ノ生産ニ從事シ居タル職工及輸出入品取扱ニ從事シ居タル人夫等ノ失職者中疾患ニ罹リ醫藥ヲ自給スル能ハサル者

第二條 前條ノ場合ニ在リテハ治療券若ハ處方箋ノ欄外ニ左ノ事項ヲ記入シ市町村長ニ於テ捺印ノ上之ヲ交付スヘシ
一 出征充員其ノ他召集軍人軍醫若ハ雇員何某ノ家族

二 貿易杜絶ノ爲失職シタル者

第三條 本規程ニ依リ治療ヲ受クルモノノ患者治療表ハ大正元年八月三重縣告示第十五號ニ準シ別ニ之ヲ調製スヘシ

●軍事救護法施行細則

(大正六年十二月十四日)
縣令第三十三號

大正九年一〇月縣令第六四號改正
軍事救護法施行細則左ノ通定ム

軍事救護法施行細則

第一條 軍事救護法ニ依リ救護ヲ受ケムトスル者ハ第一號様式ノ願書ヲ作成シ其ノ住所地市町村長ヲ經テ知事ニ出願スヘシ

救護ヲ受ケムトスル者一家二人以上アルトキハ戶主其ノ他一家經理ノ任ニ在ル者前項ニ依リ出願スヘシ

第二條 市町村長前條ノ願書ヲ受理シタルトキハ其ノ記載事項ヲ調査シ且第二號様式ノ救護調査書ヲ作成シ戶籍簿本其ノ他必要ナル書類ヲ添付シ知事ニ進達スヘシ

第八條 本則ニ依リ町村長ヨリ知事ニ提出スヘキ書類ハ總テ郡長ヲ經由スヘシ

郡長ハ第二條及第四條ニ依ル書類ヲ受理シタルトキハ直ニ實地ニ就キ其ノ狀況ヲ調査シ意見ヲ付シテ速ニ進達スヘシ

附則

本則ハ大正七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三條 救護ヲ受ケル者願書記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ第一條ノ願出人又ハ之ニ代ハル者ヨリ直ニ住所地市町村長ヲ經テ知事ニ届出ツヘシ但住所移轉ノ場合ハ舊住所地市町村長ヲ經由スヘシ

第四條 市町村長ハ救護ノ廢止、停止、程度、減少又ハ方法變更ノ必要アリト認メタルトキハ其ノ理由及意見ヲ具シ直ニ知事ニ報告スヘシ郡長ニ於テ其ノ必要ヲ認メタルトキ亦同シ

第五條 市町村長ハ常ニ被救護者ノ狀況ニ注意シ毎年六月、十二月ノ末日ヲ期トシ其ノ狀況ヲ翌月十日迄ニ知事ニ報告スヘシ

第六條 軍事救護法施行令第七條ニ依リ内務大臣ニ審査ヲ出願スル場合ニ於テハ救護ノ不許可又ハ廢止、停止ノ指令ヲ交付シタル市町村長ヲ經由スヘシ

第七條 現品給與並現金給與ハ毎月十日迄ニ其ノ月分ヲ支給ス但臨時給與ハ此ノ限ニ在ラス
醫療並生業扶助ニ對スル給與ハ隨時之ヲ行フ